

2016(平成 28)年度
身体障害者補助犬育成促進事業等
実施実態調査結果

調査対象期間 2016年4月～2017年3月
調査表送付 2017年11月
報告書作成 2018年11月



■ 目 次 ■

2016 年度（平成 28 年度） 補助犬育成促進事業実施実態調査報告	1
2016（平成 28）年度 補助犬育成促進事業実施実態調査結果 単純集計 （都道府県 47 件）	10
2016（平成 28）年度 補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査結果 単純集計 （政令指定市 20・中核市 47 件）	31
2016（H28）年度 補助犬育成促進事業実施実態調査結果（グラフ・表）	50
図 1. 介助犬・聴導犬 過去 10 年間にに関する希望相談の有無： 都道府県（2007～2016 年度）	50
図 2. 2016 年度 身体障害者補助犬育成促進事業助成金	51
図 3. 2007 年度～2016 年度（H19～H28）の 補助犬育成促進事業実施件数	52
図 4. 来年度（2017 年度）に補助犬育成促進事業の実施予定はありますか？	53
表 1. 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出 状況	54
表 2. 2016（H28）年度 補助犬育成促進事業 実施件数・助成額 （都道府県別）	55
表 3. 2017（H29）年度 補助犬育成促進事業の実施予定件数・予定額 （都道府県別）	56
表 4. 都道府県における補助犬育成促進事業の助成金交付先について	57
表 5. 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について	58
平成 28 年度（2016 年度）身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査 （都道府県）アンケート用紙	59
平成 28 年度（2016 年度）身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査 （補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査） （政令指定都市・中核市）アンケート用紙	66
補表：身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況（H29.9.1 現在 都道府県別実働数）	72

2016 年度（平成 28 年度） 補助犬育成促進事業実施実態調査報告

はじめに

2002 年の身体障害者補助犬法成立に伴い、盲導犬訓練施設運営に加え、介助犬・聴導犬訓練事業が第二種社会福祉事業となった（社会福祉法第二条第 3 項の五 改正による）。身体障害者補助犬育成事業は、2006 年 10 月から、障害者自立支援法における都道府県地域生活支援事業のメニュー事業の一つとして位置づけられ、各都道府県が実施主体となり事業が継続されてきた。また、2007 年 10 月には身体障害者補助犬法が改正され、2008 年 4 月より「補助犬のトラブルに関する相談窓口の設置」や 2008 年 10 月より「民間の職場（従業員 56 名以上^{注）}）での補助犬の受け入れが義務化」された。相談窓口は都道府県・政令指定都市及び中核市の担当部局に設置されることとなり、補助犬に関する苦情やトラブルなどに関し、各都道府県知事（政令指定都市及び中核市の場合は市長）は必要な助言や指導、関係行政機関の紹介を行うこととなった。また、2016 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、① 従来からの補助犬の育成（費用助成）、② 地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③ 地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用が補助対象に加えられた。よって、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関して、2016 年度の本調査から、より詳細な情報の収集を行う調査内容とした。

注) 法定雇用障害者数が 1 人以上である事業所の最小の従業員数。身体障害者雇用促進法（1960 年）で初めて障害者雇用率制度が導入された（民間企業には努力義務）。1976 年には法的義務化され障害者の法定雇用率 1.5%となり、その後、1988 年に 1.6%、1997 年に「1.8%、56 名以上」、2013 年に「2.0%、50 名以上」、2018 年に「2.2%、46 名以上」に改善され、そして、2021 年 4 月までに 2.3%に引き上げられる予定である。

I 調査目的

2002 年に補助犬法が施行されてから 16 年が経過したが、未だに補助犬の実働数は十分ではない。更に、これまでの調査からも、補助犬育成促進事業の予算が十分に消費されていなかった実態が明らかとなった。そこで、盲導犬・介助犬・聴導犬訓練の三事業について補助犬育成促進事業の実施状況と課題を知ることを目的として、自治体に対して継続的に本調査を行ってきており、本年度（2016 年度）も本調査を実施した。

II 調査方法

本調査は、2003 年～2008 年に独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業として毎年行われ、2009 年以降は NPO 法人 日本介助犬アカデミーが自主事業として実施してきた。各年度の調査報告書は、厚生労働省、都道府県、政令指定都市、中核市、その他関係団体へ配布されてきた。2015 年 7 月以降は、NPO 法人名称変更に伴い、NPO 法人 日本補助犬情報センターが本調査を実施してきた。

補助犬育成促進事業の実施母体となる 47 都道府県と 20 政令指定都市・47 中核市に対して、2016 年度のアンケート調査を 2017 年 11 月に行った。実施方法はアンケート用紙を E メールにてワー

ドファイル(.docx)で添付、もしくはFAXにて送信した。回収はEメールに添付、もしくは、一部FAXにて行った。過去の実施日は2003年3月、2004年1月、2005年4月、2006年3月、2007年1月、2008年1月、2009年2月、2010年3月、2011年3月、2012年3月、2013年3月、2014年7月、2015年6月で、2005年4月の調査では、実施状況に関するアンケート調査に加えて補助犬育成促進事業実施要綱を取り寄せて内容の分析を行った。また、2007年1月以降の調査では、2005年4月以降に変更のあった要綱を取り寄せ、追跡調査を行っている。

なお、当該事業が「障害者社会参加総合推進事業」から「地域生活支援事業(都道府県事業)」に再編されたことにより、政令指定都市における実施はすべて廃止されたため、2008年は補助事業に関する調査対象を都道府県のみとしたが、2009年2月からの調査では、政令指定都市と中核市に対しても受け入れ等に関する調査を行ってきた。

Ⅲ 調査結果

A. アンケート調査表の回答率：2003年度から2016年度(今回)までのアンケート調査票の回答率は以下の通りであり、都道府県および政令指定都市・中核市で2006年度以降の全年度に渡って100%の回収率であった。

2003年度：回答率96.7%

2004年度：回答率98.3%

2005年度：回答率100%

2006年度：回答率100%(回答総数61件/都道府県+政令指定都市2006年3月現在)

2007年度：回答率100%(回答総数47件/都道府県のみ)

2008年度：回答率100%(回答総数103件/都道府県+政令指定都市+中核市2009年2月現在)

2009年度：回答率100%(回答総数106件/都道府県+政令指定都市+中核市2010年2月現在)

2010年度：回答率100%(回答総数106件/都道府県+政令指定都市+中核市2011年3月現在)

2011年度：回答率100%(回答総数109件/都道府県+政令指定都市+中核市2012年3月現在)

2012年度：回答率100%(回答総数109件/都道府県+政令指定都市+中核市2013年3月現在)

2013年度：回答率100%(回答総数109件/都道府県+政令指定都市+中核市2014年3月現在)

2014年度：回答率100%(回答総数109件/都道府県+政令指定都市+中核市2015年3月現在)

2015年度：回答率100%(回答総数112件/都道府県+政令指定都市+中核市2016年3月現在)

2016年度：回答率100%(回答総数114件/都道府県+政令指定都市+中核市2017年3月現在)

B. 2016年度補助犬育成事業実施実態調査(都道府県調査)の結果：単純集計のデータは10ページから30ページに掲載した。前年度と比較して(増)(減)などと記載した。

1. 基礎データ

◆設問項目1.

訓練事業者の新たな届け出の増減(54ページの表1を参照)：2015年度調査報告(項目2)に比し1増(千葉県船橋市)。

多くの都道府県では、新たに届け出を行った訓練事業者がなかった。一方、訓練事業所が存在していた都道府県は、盲導犬で28%、介助犬で28%、聴導犬で33%であった。

2. 育成促進事業

◆設問項目2.

使用者の有無：2015年度調査報告(項目1)に比し変化無し。補助犬の利用者が存在した都道

府県は、盲導犬では 94%（微減）、介助犬では 49%、聴導犬では 36%であった。

◆設問項目 3.

補助犬希望者の有無と希望者ありの件数：50 ページの図 1 を参照。

補助犬の希望者が存在した都道府県は、盲導犬で 37 都道府県（微増：1 件から最大 20 件・最頻値 1 件）、介助犬で 8 都道府県（微減：1 件から最大 3 件・最頻値 1 件）、聴導犬で 11 都道府県（増：1 件から最大 3 件・最頻値 1 件）であった。介助犬と聴導犬では希望者が存在した都道府県が極めて少なく、かつ件数もわずかであった。

◆設問項目 4.

2016 年度の補助犬育成促進事業の実施（52 ページ図 3、55 ページ表 2 を参照）。

補助犬育成促進事業を実施した都道府県は、盲導犬で 70%（増）、介助犬で 11%（微増）、聴導犬で 23%（増）であった。

◆設問項目 5.

次年度（2017 年度）の補助犬育成促進事業の実施予定（53 ページ図 4、56 ページ表 3 を参照）。次年度（2017 年度）の補助犬育成促進事業の実施予定を組んでいた都道府県は、盲導犬で 60%（増）、介助犬で 17%（増）、聴導犬で 9%（減）であった。

◆設問項目 6.

育成補助事業の助成金の交付先（57 ページ表 4 を参照）：2015 年度調査報告（項目 6）に比し変化無し。

盲導犬、介助犬、聴導犬の 3 種とも、64～66%の都道府県においては、希望者が選んだ訓練事業者を助成金の交付先としていた。助成金の交付先が委託団体であったのは、盲導犬で 21%、介助犬で 11%、聴導犬で 11%であった。

3. 育成計画の作成

◆設問項目 7.

補助犬助成候補者決定について調査や評価の委託（58 ページ表 5 を参照）：2015 年度調査報告（項目 11）に比し変化無し。

2016 年度の本調査の単純集計（11 ページ）では、調査を委託している都道府県は 23%（11 都道府県；微減）であり、多くの都道府県は調査を委託していなかった（微増）。委託している 11 都道府県のうち、委託調査時に担当者が立ち会っているのは 2 都道府県にすぎなかったが、64%（7 都道府県）は調査報告書の提出を求めている（ほぼ変化無し）。

評価を委託している都道府県は 17%（8 都道府県；減）であり、多くの都道府県は評価を委託していなかった。委託している 8 都道府県のうち、委託評価時に担当者が立ち会っているのは 3 都道府県（やや増）にすぎなかったが、75%（6 都道府県）は評価報告書の提出を求めている（減）。

4. 理解促進・普及啓発

◆設問項目 8.

補助犬に関する独自性のある取り組み（補助金利用の有無を含む）：2015 年度調査報告（項目 10）。

助成施策・理解促進・啓発活動・ニーズ並びに供給体制の把握・連携体制の取り組み実施のすべての領域で、補助金利用はほとんど行われていなかった。

[助成施策]：助成施策を実施した都道府県は 7 件（15%）。実施された助成施策の内容は、主に

補助犬の予防接種や健康管理に関する経費であった。2017年度の助成の実施予定も7件を除いて計画されていなかった。

[理解促進]：理解促進の取り組みを実施した都道府県は12件(26%)。実施された理解促進施策の内容は、行政の関係職員への研修会や講習会の開催、飲食店・旅館業・交通機関などへの補助犬受け入れに関する周知、食品衛生指導員養成講習会での周知などであった。2017年度の理解促進の取り組みの実施予定も12件を除いて計画されていなかった。

[啓発活動]：啓発活動は37件(79%)で実施されていたが、補助金の利用は7件。厚労省のステッカー、パンフレットなどが活用されていた。障害者週間などでのイベントなどで、補助犬育成事業者との共催で補助犬デモンストレーションが実施され、補助犬ユーザーによる講演が行われていた。2017年度の啓発活動の実施予定を立てている都道府県のうち、補助金利用の計画は7件であった。

[ニーズ並びに供給体制の把握]：ニーズ並びに供給体制の把握を実施した都道府県は13件(28%)に止まった。これらは、訓練事業者の育成頭数の把握や補助犬実働調査などであり、ニーズ並びに供給体制の調査が積極的に実施され成果をあげたという記載はなかった。2017年度のニーズ並びに供給体制の把握の予定は、12件(26%)に止まった(微減)。

[連携体制]：連携体制の取り組みを実施したのは、3件(6%)。千葉県、静岡県、および広島県で連携への取り組みが行われていた(自由記載を参照)。2017年度へ向けた新たな連携への取り組みは、記載されていなかった。

5. 相談・問い合わせ

◆設問項目 9.

相談内容の記録と保管：2015年度調査報告(項目9)に比し変化無し。91%の都道府県は相談内容の記録と保管を行っていた。

◆設問項目 10.

補助犬に関する相談・苦情など：2015年度調査報告(項目7)。

補助犬に関する相談・苦情などがあった都道府県は、盲導犬で74%(減)、介助犬で21%(微減)、聴導犬で13%(減)であった(盲導犬で特に多かった)。

問い合わせの状況のうち、相談や問い合わせを寄せた者については、盲導犬では使用者62件、受け入れ事業者17件、一般市民から10件であった。介助犬では使用者と補助犬希望者からの問い合わせが各4件であった。聴導犬では使用者から6件の相談や問い合わせがあった。

一方、相談の内容については、盲導犬で補助犬使用者からの同伴受け入れ拒否に関する相談が52件と突出して多かった。介助犬と聴導犬でも、相談件数そのものが少ないが同様の傾向がみられた。

補助犬に関する問い合わせの具体的な内容に関する自由記載は、盲導犬で多かった。特に、盲導犬使用者からの同伴受け入れ拒否に関する対応や相談が多く寄せられていた。相談を受けて各都道府県の担当者は、拒否を行った事業所(飲食店、宿泊施設、医療機関、寺院など)に対して、電話や事業所での対面の聞き取りを行い、補助犬法や障害者差別解消法に関する資料を提示しながら指導を行って、理解を得るように大きな努力を行っていた。

介助犬と聴導犬では、問い合わせ件数が少ないため自由記載も少数であった。

◆設問項目 11.

補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容などに関する普及啓発活動：2015年度調査報告(項目8)に比し減。

都道府県のうち 29 件 62% (減) では、補助犬相談窓口についての普及啓発活動を実施しており、啓発方法の具体的内容を自由記載で述べていた。

◆設問項目 12.

補助犬育成促進事業などに関する意見や、国に対する要望・質問など (自由記載) : 2015 年度調査報告 (項目 12) に比し減。

3 件の貴重 (重要) な意見や要望 - 「(厚労省から) 補助犬ユーザーに関する情報提供」、「地域生活支援事業の国庫補助額の確保」「事業者 (飲食業・宿泊業) へのリーフレットやマニュアルの充実 (補助犬使用者への具体的な対応法を記載したもの)」 - が記載されていた。

C. 2016 年度補助犬同伴の受け入れ状況等に関する実態調査 (政令指定都市 20・中核市 47) 調査の結果 : 単純集計のデータは 31 ページから 49 ページに掲載した。前年度と比較して (増) (減) などと記載した。

1. 基礎データ

◆設問項目 1.

訓練事業者の新たな届け出の増減 : 2015 年度調査報告 (項目 2) に比し変化無し。

盲導犬と聴導犬では全ての都市で新たな訓練事業者の申請はなかった。介助犬では 1 都市 (千葉県船橋市) でのみ訓練事業者の新たな申請を把握していた。

2. 育成促進事業

◆設問項目 2.

使用者の有無 : 2015 年度調査報告 (項目 1) に比し変化無し。

補助犬の利用者が存在した都市は、盲導犬で 47 都市 (70%)、介助犬で 14 都市 (21%)、聴導犬で 7 都市 (11%) であった。2015 年度と同様に、補助犬使用者の有無が不明であった (把握できていない) 都市が、三種とも 27% から 40% を占めていた。

◆設問項目 3.

補助犬育成促進事業の希望者の有無 : 2015 年度調査報告 (項目 3)。

希望者が存在した都市は、盲導犬で 12 都市 (18%)、介助犬で 3 都市 (4%)、聴導犬で 3 都市 (4%) であった。都道府県調査の回答に比し、政令指定都市と特例市では三種とも補助犬希望者の把握が少なかった。

3. 理解促進・普及啓発

◆設問項目 4.

補助犬に関する独自性のある取り組み (自由記載) : 2015 年度調査報告 (項目 7)。

助成施策・理解促進・啓発活動・ニーズ並びに供給体制の把握・連携体制の取り組み実施のすべての領域で、補助金利用に関する都道府県などとの連携はほとんど実施されていないようであった。

[助成施策] : 15 都市 (22%) では、助成施策を実施していた。補助犬の飼育費、予防接種や健康管理に関する経費、登録申請手数料、合同訓練交通費などであった。助成に関する都道府県との連携が行われていないので、各都市による独自財源による助成金と推定された。16 都市 (24%) では次年度 (2017 年度) も同じ内容で助成の実施が計画されていた。

[理解促進] : 理解促進の取り組みを実施した都市は、10 都市 (15%) に過ぎなかった。補助犬啓発イベントへの講師派遣 (補助犬ユーザーや補助犬訓練事業者職員など)、補助犬のデモンス

トレーション、補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布などが実施されていた。11 都市（16%）では次年度（2017 年度）もほぼ同じ内容で理解促進の取り組みが計画されていた。

[啓発活動]：啓発活動は 41 都市（61%）で実施されていた。厚労省のステッカー、パンフレットなどが活用されていた。障害者週間などのイベントなどで、補助犬デモンストレーションが実施され、補助犬の啓発資料の配布などが行われていた。市広報やホームページへの補助犬の紹介や行事などを掲載していた。市内の学校などへの出前講義なども行われていた。啓発活動に関わる費用は、多くが 0 円と記載されていた。2017 年度も 40 都市（60%）では、啓発活動の実施が同じような計画で組まれていた。

[ニーズ並びに供給体制の把握]：ニーズ並びに供給体制を把握していたのは 6 都市（9%）であった。2017 年度にニーズ並びに供給体制の把握に関する事業を行う予定の都市は 5 都市（7%）であった。

[連携体制]：連携体制の取り組みを実施したのは、1 都市（1%）、2017 年度へ向けた連携への取り組み予定は 2 都市（3%）であった。

4. 相談・問い合わせ

◆設問項目 5.

相談内容の記録と保管：2015 年度調査報告（項目 6）.

51 都市（76%）の都市は相談内容の記録と保管を行っていた。

◆設問項目 6.

補助犬に関する相談・苦情など：2015 年度調査報告（項目 4）.

補助犬に関する相談・苦情などがあつた都市は、盲導犬で 27 都市（40%）、介助犬で 7 都市（10%）、聴導犬で 4 都市（6%）であり、補助犬の 3 種間で相違があつた。都道府県への三種に関する相談・苦情等の問い合わせに比し、約 2 分の 1 の比率であつた。

問い合わせの状況のうち、相談や問い合わせを寄せた者は、盲導犬では使用者からの相談や問い合わせが多く、介助犬では希望者から 5 件で、聴導犬では各 1 件程度の問い合わせであつた。一方、相談の内容では、盲導犬で同伴受け入れ拒否に関する相談が 28 件と突出して多かつた。介助犬と聴導犬では、相談件数そのものが少ないために著明な偏りを認めなかつた。

補助犬に関する問い合わせの具体的な内容に関する自由記載は、盲導犬が多かつた。特に、飲食店、医療機関、職場での受け入れ、宿泊施設、タクシー、温泉施設などでの拒否に関する相談・苦情が多く、行政担当者から事業者への電話や事業所訪問による個別対応と対応結果が記載されていた。介助犬と聴導犬では、問い合わせ件数が少ないため自由記載も少数であつた。

◆設問項目 7.

補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関する普及啓発活動：2015 年度調査報告（項目 5）. 政令指定都市・中核市の 37 都市（55%）では、補助犬相談窓口についての普及啓発活動を実施しており、啓発方法の具体的な内容を自由記載に述べていた。具体的には、自治体のホームページや障害者福祉の案内冊子（福祉のしおり・ガイド）などに補助犬相談窓口を掲載し、業務内容を周知することなどであつた。

◆設問項目 8.

補助犬育成促進事業などに関する意見や、国に対する要望・質問など（自由記載）：2015 年度調査報告（項目 8）。3 都市からの回答があつた。

IV 考察

障害者補助犬法（2002年）により、訓練事業者による身体障害者補助犬育成に対して、補助犬育成促進事業（国庫補助助成）が始まった。2006年（平成18年）10月からは障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われるようになり、都道府県の事業として位置付けられた（地方公共団体が柔軟に要綱などを定めて運用することが可能）。

2008年に身体障害者補助犬法が改正され、都道府県、政令指定都市、中核市には苦情窓口の設置が規定された。そして、2016年度（平成28年度）からは、従来からの補助犬の育成への助成に加えて、地域における理解促進・普及啓発に要する費用、および地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用が補助対象として加えられた。

1. 身体障害者補助犬育成促進事業（助成金）の実施状況

身体障害者補助犬育成促進事業（助成金）の実施状況については、1979年から実施されてきた盲導犬と、2003年から開始となった介助犬・聴導犬との間に依然として差異がみられた。

盲導犬育成への助成を実施した都道府県の数、調査を開始した2007年以降で大きな変化を認めなかった。2016年度は33都道府県（74件）と微増にとどまった。介助犬については2016年度の助成実施県数が5都道府県（5件）へ微増し、聴導犬では11都道府県（13件）に増加した。

2016年は、盲導犬で0件の都道府県が14都道府県（30%）にやや減少し、介助犬および聴導犬への助成実施件数0件の都道府県が依然として圧倒的に多かった。

一方、2016年度の新規育成状況は、盲導犬134頭（新規46/代替88）、介助犬5頭、聴導犬15頭であった（厚生労働省 身体障害者補助犬情報「指定法人の認定実績」や「2016年度盲導犬訓練施設年次報告書」による）。

補助犬育成事業の実施件数と実際の育成頭数は乖離しており、さらに、補助犬の新規育成頭数が盲導犬では2008年以降から漸減傾向であり、介助犬でも2013年以降で漸減しており、聴導犬では2015年から漸増に転じている。こうした補助犬新規育成頭数の減少などの理由は、十分に解明されていない。以下のようないくつかの理由が複合し相乗しているのであろう。

- 指定法人や訓練事業者が補助犬使用者と補助犬に関する情報を地方自治体に報告する制度（システム）が存在しておらず、地方自治体では補助犬使用者数などを正確にリアルタイムで把握することができない。
- この助成制度を利用（申請）しない補助犬希望者も存在している。
- 育成補助のための助成金額が低すぎることで、普及啓発への補助やニーズの把握及び育成計画の作成等への補助が十分に周知されていない。
- 単年度毎の助成頭数が数頭分に制限されており、超過した補助犬希望者（助成申請者）は次年度以降に回されている可能性がある。
- 前年度の育成補助事業（助成）の実績が低く、かつ減少していたために、自治体では次年度の実施予定を決めることが困難である。
- 障がい者に対する補助犬の理解促進・啓発が不十分なため、補助犬希望者の把握（登録）が不十分であり、そのために助成申請と助成候補者が自治体に登録されない可能性がある。

補助犬1頭あたりの育成助成金額については、例年同様、150万円から200万円にとどまっていた。自治体によって依然として助成の金額差が認められており、自治体間の助成金額の格差を縮小していく取り組みを今後も継続して検討していく必要がある。

2. 育成計画の作成

補助犬の希望者は、盲導犬では 37 都道府県（79%）で存在したが、介助犬と聴導犬では約 20% の都道府県に過ぎなかった。多くの自治体では、数件以内の補助犬希望者に止まっていた。

補助犬助成候補者の決定に関する調査と評価に基づいて、補助犬の育成計画が策定されるべきである。

3. 地域における理解促進・普及啓発

従来からの補助犬の育成への助成に加えて、2016 年度から地域における理解促進・普及啓発に要する費用、および地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用が補助対象として加えられた。しかし、地域における理解促進・普及啓発に関する助成の周知が不足している部分も見受けられた。

[助成施策]の実施は、都道府県で 15%、政令指定都市・中核市で 22%に過ぎなかった。[理解促進]の実施は、都道府県で 26%、政令指定都市・中核市で 15%であった。[啓発活動]の実施は、都道府県で 79%、政令指定都市・中核市で 61%でありやや良好であった。[ニーズ並びに供給体制の把握]の実施は、都道府県で 28%、政令指定都市・中核市で 9%であった。[連携体制]はほとんど実施されておらず、都道府県で 6%、政令指定都市・中核市で 1%に過ぎなかった。

これらの地域における理解促進・普及啓発に要する費用は、ほとんどが助成を利用しておらず、したがって、自主財源（予算）により、前年度までの企画を踏襲継続したものとならざるを得ず、新たな施策はほとんど認められなかった。

4. 相談・問い合わせ

都道府県と政令指定都市・中核市の障害福祉課に対して、補助犬に関して相談・苦情などが寄せられるが、補助犬の 3 種間で相違が大きく盲導犬で特に多かった。

補助犬使用者からの相談や苦情が多く寄せられていた。補助犬同伴の受け入れ拒否に関する相談が突出して多く、相談を受けて各自治体の担当者は、拒否を行った事業所（飲食店、宿泊施設、医療機関、寺院など）に対して拒否を行った事業所（飲食店、宿泊施設、医療機関、寺院など）に対して、電話や対面で聞き取りを行い、補助犬法や障害者差別解消法に関する資料を提示しながら指導を行い、理解を得るように大きな努力を行っていた。聞き取りを行い、電話や事業所に出向き（対面）、補助犬法や障害者差別解消法に関する資料を提示しながら指導を行うなどの大きな努力を行っていた。

補助犬法施行から 16 年が経過しているが、依然として補助犬受け入れ（同伴）拒否の事例が多発していた。医療機関、飲食店、宿泊施設、交通機関、寺院などの「受け入れ側」への啓発活動にとどまらず、一般市民への理解促進の啓発活動をさらに強化していく必要がある。自治体、マスメディア、補助犬訓練事業者、補助犬相談窓口、補助犬使用者団体などが連携して補助犬情報を発信し、福祉イベントや障害者週間に合わせた啓発活動を活発に実施していくことは有効である。

補助犬種によって相談件数と相談内容に違いがみられるものの、都道府県の障害福祉課が苦情や相談を受ける部署として認識され、苦情や相談を受ける窓口としての機能を果たしてきていると考えられた。政令指定都市や中核市では、都道府県よりも身近な地方自治体であるはずだが、補助犬に関する相談窓口として十分に利用されていない可能性があり、相談窓口の周知と啓発に更なる工夫を凝らすことが必要であろう。

5. 補助犬育成促進事業などに関するその他の意見、国に対する要望・質問に関する自由記載回答

2016年度の本調査では、国に対する要望・質問（自由記載）に関して、回答は少なかった。それでも貴重な意見が述べられており、本報告書を参照して頂きたい。

V まとめ

2002年に身体障害者補助犬法が成立したが未だ周知は十分ではなく、2016年度も依然として補助犬法の周知や理解受け入れについての啓発が不足していることが推察された。補助犬育成促進事業については、都道府県・政令指定都市・中核市を問わず、多数の意見や要望が挙げられていた。独自性のある取り組みが推奨されているが、取り組みの具体的な内容や効果などの情報を集約し、事例集（Q&A）として情報開示していくことが必要であると考えられた。

介助犬と聴導犬の育成については、訓練事業者が存在しない都道府県が非常に多く、広大な地域（北海道、東北、北陸、中国、沖縄）では全く存在していない。ウェブサイトを検索したところ、1頭当たりの補助犬の育成費用は、盲導犬で約300万円以上、介助犬で250万円から300万円、聴導犬で約100万円という表記もあった。育成補助事業費（助成費）は多くが約200万円（補助犬種により差異あり）である。国と都道府県による補助（助成）が不足しているため、ほとんどの訓練事業者は財源を寄付に頼らざるをえないのが実情である。

国際生活機能分類（ICF）が生活モデル（社会モデル）を掲げて久しいが、補助犬の普及は代表的な社会モデルである。国と地方自治体（都道府県）は、補助犬の普及へ向けて、育成補助（助成）の増額、年度毎の育成助成犬数の制約の解消、健康管理費用や日常の飼育費用および共同訓練費用などの補助を実施する必要がある。まさに、「社会モデル」であり、「政治的課題」として取り組むことが必要である。

2016年4月1日に障害者差別解消法が施行された。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。補助犬の同伴のみを理由にサービスの提供などを拒むことは、この法律による不当な差別的取扱いにあたる。補助犬の（苦情）窓口と障害者差別解消法の窓口が連携して対応することにより、スムーズに解決する事例が増えてくることを期待したい。

医療機関、飲食店、宿泊施設、交通機関などの「補助犬受け入れ」側に対する「補助犬受け入れ啓発」とどまらず、一般市民への啓発活動が非常に重要である。障害者差別解消法の施行に伴い、補助犬の受け入れ促進が障害者差別解消に直結するので、相談窓口は庁舎内に設置するだけでなく、多くの市民が集まるショッピングモールなどにサテライト相談窓口を常設し、障害の当事者団体（NPO法人など）と共同で運用することを検討することも必要である。

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター
理事長 佐鹿 博信

追記：なお、本調査報告書の一部抜粋は、厚生労働省 平成29年度障害者総合福祉推進事業「各内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」報告書（171-192ページ）に掲載されている。

2016（平成 28）年度 補助犬育成促進事業実施実態調査結果

回答総数 都道府県 47 件

基本データ

1. 貴都道府県内に第二種社会福祉事業届出をしている訓練事業者はありますか？

*各都道府県別一覧（表 1）は 54 ページをご参照ください。 2015 年度報告書では項目 2。

	ある	ない
盲導犬	28% (13)	72% (34)
介助犬	28% (13)	72% (34)
聴導犬	33% (15)	68% (32)

※2016 年度中の増減はなし。

育成促進事業

2. 貴都道府県に使用者はいますか？（平成 28 年度 3 月 31 日現在） 2015 年度報告書では項目 1。

	いる	いない	不明	未回答
盲導犬	94% (44)	2% (1)	4% (2)	0% (0)
介助犬	49% (23)	43% (20)	6% (3)	2% (1)
聴導犬	36% (17)	53% (25)	9% (4)	2% (1)

3. 平成 28 年度（2016 年度）の補助犬の希望者はいましたか？ 希望者がいた場合には件数をご記入願います。 *結果は、50 ページのグラフ（図 1）をご参照ください。

	希望あり	希望なし	合計
盲導犬	79% (37)	21% (10)	47 都道府県
介助犬	17% (8)	83% (39)	47 都道府県
聴導犬	23% (11)	77% (36)	47 都道府県

	希望ありと回答した都道府県における希望者の件数				
	1 件	2 件から 3 件	4 件から 5 件	6 件から 8 件	9 件以上（最大の件数）
盲導犬	18	9	4	3	3 (20)
介助犬	6	2	0	0	0
聴導犬	9	2	0	0	0

4. 平成 28 年度（2016 年度）に補助犬育成促進事業を実施されましたか？（見込み含む）

*詳細は、51 ページのグラフ（図 2）、52 ページ（図 3）と 55 ページ（表 2）をご参照ください。

	実施あり	実施なし
盲導犬	70% (33)	30% (14)
介助犬	11% (5)	89% (42)
聴導犬	23% (11)	77% (36)

5. 平成 29 年度（2017 年度）に補助犬育成促進事業の実施予定はありますか？

*詳細は、53 ページのグラフ（図 4）、56 ページ（表 3）をご参照ください。

	ある	ない	未定
盲導犬	83% (39)	13% (6)	4% (2)
介助犬	43% (20)	49% (23)	8% (4)
聴導犬	32% (15)	60% (28)	8% (4)
上記の内、補助犬の種類に限らず	(11)		(2)

6. 貴都道府県における補助犬育成促進事業の助成金の交付先をお選び下さい。

*詳細は、57 ページ（表 4）をご参照ください。

	希望者が選んだ 訓練事業者	指定する団体	委託する団体	未記入
盲導犬	66% (31)	7% (3)	21% (10)	6% (3)
介助犬	64% (30)	6% (3)	11% (5)	19% (9)
聴導犬	66% (31)	6% (3)	11% (5)	17% (8)

育成計画の作成

7. 貴都道府県の助成候補者の決定について、調査ならびに評価を委託していますか。

*詳細は、58 ページ（表 5）をご参照ください。2015 年度報告書では項目 11。

1) 調査について委託していますか。

委託している	23% (11)
委託していない	75% (35)
その他	2% (1)

以下、調査を委託している場合のみ回答

- その費用について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」を利用していますか。

している	55% (6)
していない	27% (3)
未回答	18% (2)

- 調査には担当者が立ち会っていますか。

立ち会っている	18% (2)
立ち会っていない	73% (8)
未回答	9% (1)

- 委託した調査の報告書提出を求めていますか。

求めている	64% (7)
求めていない	27% (3)
未回答	9% (1)

2) 評価について委託していますか

委託している	17% (8)
委託していない	79% (37)
その他	2% (1)
未回答	2% (1)

以下、評価を委託している場合のみ回答。

- その費用について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」を利用していますか。

利用している	75% (6)
利用していない	25% (2)

- 評価には担当者が立ち会っていますか。

立ち会っている	37% (3)
立ち会っていない	63% (5)

・委託した評価の報告書提出を求めていますか。

求めている	75% (6)
求めていない	25% (2)

理解促進・普及啓発

8. 貴都道府県では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。また、その取り組みについての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用の有無についてもご回答ください。

（2015年度報告書の項目10を改編し、詳細な設問方法とした）

【助成施策】

2016年度：助成施策の実施	
実施あり	15% (7)
実施なし	83% (39)
未記入	2% (1)

	内 容	費用	補助金 利用
埼玉県	補助犬の健康診断や予防接種等、健康管理に必要な経費を助成している。	1,260,000	×
千葉県	ヤクルトグループ（千葉県ヤクルト販売会社等）が、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会に例年2頭分の盲導犬育成資金を寄付している。（平成27年度は未活用の寄付金が累積していた為、一時休止したが、その後活用が進んだ為、平成28年度に再開され2頭分の育成資金が寄付された。）県としては、寄付金による盲導犬給付の申請の受付および審査等並びに寄付金による盲導犬の贈呈式開催などを通じて協力している。	0	×
福井県	補助犬の衛生管理（健康診断、予防接種、フィラリア予防薬等）にかかる費用の助成を実施	上限 38,000	×
長野県	県の動物愛護センターにおいて、補助犬の定期健康診断を希望者に無料でやっている。	0	×
鳥取県	予防接種代助成	実費	○
島根県	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」 補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種及びその他の疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成	600,000	×
香川県	獣医師による健康診断、獣医師による予防接種及びその他の疾病予防措置等	未記入	×

2017年度：助成施策実施予定	
実施予定	15% (7)
実施予定なし	83% (39)
未記入	2% (1)

	内 容	費用	補助金 利用
埼玉県	補助犬の健康診断や予防接種等、健康管理に必要な経費を助成する予定。	1,197,000	×
千葉県	ヤクルトグループ（千葉県ヤクルト販売会社等）が、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会に例年2頭分の盲導犬育成資金を寄付している。（平成27年度は未活用の寄付金が累積していた為、一時休止したが、その後活用が進んだ為、平成28年度に再開され2頭分の育成資金が寄付された。） 県としては、寄付金による盲導犬給付の申請の受付および審査等並びに寄付金による盲導犬の贈呈式開催などを通じて 協力している。	0	×
福井県	補助犬の衛生管理（健康診断、予防接種、フィラリア予防薬等）にかかる費用の助成を実施	上限 38,000	×
長野県	県の動物愛護センターにおいて、補助犬の定期健康診断を希望者に無料でやっている。	0	×
鳥取県	予防接種代助成	実費	○
島根県	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種及びその他の 疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成	600,000	×
香川県	獣医師による健康診断、獣医師による予防接種及びその他の疾病予防措置等	120,000	×

【理解促進】

2016年度：理解促進事業実施	
実施あり	26% (12)
実施なし	72% (34)
未回答	2% (1)

	内 容	費用	補助金 利用
岩手県	県庁内における「補助犬もっと知ってBOOK（国作成）」の配架、ポスター掲示。	0	×
埼玉県	市町村担当課会議において、補助犬理解促進の為の説明を行った。	0	×
千葉県	平成28年11月15日：市町村職員及び県関係出先機関職員を対象に、「身体障害者補助犬講習会」を開催した。（公財）日本盲導犬協会、（特非）兵庫介助犬協会及び（一社）日本聴導犬推進協会との共催とし、補助犬の体験会を講習会のメニューに盛り込んだ。	0	×
新潟県	食品衛生指導員養成講習会での行政説明。	0	×
石川県	公共交通機関等に補助犬の受け入れについて周知を行った。	0	×
	旅館業の従業員を対象とした研修時に補助犬の受け入れについて周知を行った。	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
奈良県	障害のある人となない人がともに理解しあい、支えあう地域社会を構築し、障害のある人や障害に対する理解を深めることにより、多様な障害特性やそれぞれに必要な配慮等について理解・実践するための啓発活動として、まほろば「あいサポート運動」を実施している。	1,880,000	×

	その一環として、企業等の職員や一般県民向けにまほろば「あいサポーター研修」を実施しており、補助犬についても講義を行っている。		
鳥取県	身体障害者補助犬啓発講演会の開催。	150,000	×
	*上記のほか、県 HP へ掲載。	-	×
島根県	飲食店事業者に補助犬の受け入れについて理解促進を図る為に、県内の飲食店事業者を対象とした飲食店の更新にかかる講習会において、補助犬の役割や受け入れ義務について説明を行った。	-	×
	補助犬使用者に対するタクシー乗車拒否防止のため、県内のタクシー業者にリーフレットを送付し、補助犬の受け入れに関して理解促進を図った。	-	×
徳島県	盲導犬ユーザーと盲導犬が、交通安全運動に参加して、視覚障害者をはじめとする障がい者の交通安全の確保や障害者や盲導犬への理解を呼びかけた（交通部局）。	-	×
	盲導犬と盲導犬ユーザーが、人権推進員として学校を訪問し、視覚障害者を取り巻く問題を伝えるとともに、盲導犬の理解に努めている。	-	×
高知県	平成 28 年度市町村身体障害者団体会長会（H29.2.15）で補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付について説明。	0	×
	平成 28 年度市町村身体障害者団体指導者研修会（H29.2.15 実施）で補助犬の給付について説明。	0	×
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかけている。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は 21 件。	0	×

2017 年度：理解促進事業実施予定	
実施予定あり	26% (12)
実施予定なし	72% (34)
未回答	2% (1)

	内容	費用	補助金 利用
岩手県	県庁内における「補助犬もっと知って BOOK（国作成）」の配架、ポスター掲示。	0	×
栃木県	旅館協同組合の総会等の場における理解促進 PR。	0	×
埼玉県	市町村職員および、県関係出先機関職員を対象に「身体障害者補助犬講習会」を開催予定。	0	×
千葉県	市町村職員および、県関係出先機関職員を対象に「身体障害者補助犬講習会」を開催予定	0	×
新潟県	食品衛生指導員養成講習会での行政説明。	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施。	2,139,000	○
奈良県	障害のある人となない人がともに理解しあい、支えあう地域社会を構築し、障害のある人や障害に対する理解を深めることにより、多様な障害特性やそれぞれに必要な配慮等について理解・実践するための啓発活動として、まほろば「あいサポート運動」を実施している。その一環として、企業等の職員や一般県民向けにまほろば「あいサポーター研修」を実施しており、補助犬についても講義を行っている。	1,300,000	×
鳥取県	県 HP へ掲載。	-	×

島根県	飲食店事業者に補助犬の受け入れについて理解促進を図る為に、県内の飲食店事業者を対象とした飲食店の更新にかかる講習会において補助犬の役割や受け入れ義務について説明を行った。	-	×
徳島県	盲導犬ユーザーと盲導犬が、交通安全運動に参加して、視覚障害者をはじめとする障がい者の交通安全の確保や障害者や盲導犬への理解を呼びかけた（交通当局）。	-	×
	盲導犬と盲導犬ユーザーが、人権推進員として学校を訪問し、視覚障害者を取り巻く問題を伝えるとともに、盲導犬の理解に努めている（教育）。	-	×
高知県	平成 29 年度市町村身体障害者団体会長会（H30.2.15）で補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付について説明。	0	×
	平成 29 年度市町村身体障害者団体指導者研修会（H30.2.15 実施）で補助犬の給付について説明。	0	×
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかける予定。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は 10 件（12 月 25 日現在）。	0	×

【啓発活動】

2016 年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	79%（37）
実施なし	21%（10）

	内 容	費用	補助金 利用
北海道	希望する事業者や市町村に対し、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットを配布。	-	×
青森県	コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの配布。	0	×
	月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についての定期的なラジオ放送。	0	×
宮城県	県ホームページでの普及啓発。	0	×
	県庁内の障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示。	0	×
秋田県	飲食店やスーパーマーケット等、事業者から要望があった場合、ほじょ犬ステッカーを配布し、店頭に貼るなどして普及啓発を図る。（ステッカーは県の在庫で対応）	0	×
	障害福祉課のカウンターに、身体障害者補助犬に関するリーフレット等を設置している。	0	×
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に関わるページを掲載。	0	×
栃木県	県と民間企業（コンビニ・銀行等）との連携による定期的な情報発信コーナーの活用。	0	×
	各種イベントへの訓練事業者の出展協力。	0	×
	訓練事業者が主催するイベントの広報協力。	0	×
群馬県	県ホームページへの掲載。	-	×
	課内におけるポスター掲示、チラシ配置。	-	×
埼玉県	保健所等に対して、厚生労働省作成の補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	-	×
	県庁オープンデーにて、一般県民を対象に補助犬のデモンストレーションを実施。	4,000	×
千葉県	平成 28 年 9 月 7 日 県内の食品衛生関係の統括的団体および宿泊施設関係の統括的団体に対し、「ほじょ犬もっと知って BOOK」およびステッカーを配布し、参加の事業者等に対し、補助犬法による補助犬の同伴について周知するよう依頼した。	0	×
東京都	厚生労働省作成の補助犬ステッカー・リーフレットの配布。	未記入	-

神奈川県	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布。	0	×
新潟県	補助犬リーフレットの作成および配布。	143,078	×
富山県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布（旅館業者など）。	-	×
	県視覚障害者協会とともに、県ホテル・旅館生活衛生同業組合に対して、盲導犬等の組合員への周知等に関わる養成活動を実施。	-	×
石川県	障害者関係イベントに補助犬育成団体を呼び、周知を行う。	8,200,000 (イベント全体)	×
長野県	視覚障がい者及び盲導犬の通行に関する注意喚起を県のホームページに掲載。	0	×
岐阜県	ほじょ犬マークを含む障がい者マークの啓発クリアファイルを作成し、障害者週間における街頭啓発等で県民に配布。	151,000	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施。	2,139,000	×
愛知県	訓練業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施する普及啓発活動。	206,000	×
三重県	三重ろう者文化祭（11/13）で展示ブース設置、聴導犬のデモンストレーション実施。	280,000	○
	三重県障がい者芸術文化祭（12/17）で展示ブース設置、介助犬のデモンストレーション実施。		○
	視覚障がい者日常生活用具展（1/19）で展示ブース設置、盲導犬のデモンストレーション実施。		○
滋賀県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	0	×
京都府	直接事業は実施していないが、関係団体や訓練事業者が実施するイベント等の補助や後援を行っている。	-	×
大阪府	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	-	×
	「第14回共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演。	-	×
兵庫県	県内で開催されるイベント等で、パンフレットの配布及びDVDを紹介した。	0	×
奈良県	ホテルやタクシー協会へ補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	-	×
	福祉イベントでのステッカーやパンフレットの配布。	-	×
和歌山県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布。	未記入	-
	テレビやラジオ、県の広報誌による広報。	未記入	-
	県ホームページに身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法および身体障害者補助犬給付事業について掲載。	未記入	-
鳥取県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	0	×
島根県	県内の郵便局に対して、厚生労働省作成のステッカー及びリーフレットを送付し、ステッカーの掲示により一般の方への周知にかかる協力依頼をした。	-	×
	県政テレビ番組にて補助犬の役割や受け入れ義務について啓発を行った。	-	×
	盲導犬に関する啓発ポスター及びチラシを作成し、関係団体へ送付。	66,000	○
岡山県	障害者週間啓発事業における介助犬の啓発イベント。	-	×
広島県	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施。	40,370	○
	5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県 Facebook、県 Twitter にて記事を掲載。	-	×
	県庁舎内に、ポスター掲示、パンフレット配架。県内関係機関にパンフレット配布。	-	×
徳島県	イベント開催時、研修会等の機会を捉え、パンフレットの配布やパネル展示を行っている。	-	×
香川県	ラジオによる広報。	0	×
	人権フェスタ（12月）にてパンフレット等を配布	0	×
高知県	学校啓発で高知県内の16小中学校に盲導犬ユーザーの紹介及び16小中学校の児童、教師、保護者等にパンフレット等1,500部を配布	79,000	×
	高知点字図書館と共催で関西盲導犬協会と盲導犬体験歩行、盲導犬PRの啓発活動実施（H28.9.25実施）。	80,000	×

福岡県	盲導犬体験歩行やデモンストレーション等のイベント実施。	6,679,569	○
	介助犬、聴導犬の啓発講演及びチラシ配布。	2,503,839	○
佐賀県	希望者にステッカー、パンフレットの配布を実施。	0	×
宮崎県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。障害者週間のイベント等を活用し、専用ブースにおいてパンフレット等を掲示・配布し、普及啓発を図っている。	0	×
	九州補助犬協会が主催する補助犬普及キャンペーンへの参加。	0	×
鹿児島県	県ホームページに、身体障害者補助犬および身体障害者補助犬給付事業について掲載している。	-	×
	希望があれば、厚生労働省作成の補助犬ステッカー等を配布。	-	×
沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかけている。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は21件。	0	×

2017年度：啓発活動事業実施予定	
実施予定あり	79% (37)
実施予定なし	21% (10)

	内 容	費用	補助金利用
北海道	希望する事業者や市町村に対し、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットを配布。	-	×
青森県	コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの配布。	0	×
	月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についての定期的なラジオ放送。	0	×
宮城県	県ホームページでの普及啓発。	0	×
	県庁内の障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示。	0	×
秋田県	飲食店やスーパーマーケット等、事業者から要望があった場合、ほじょ犬ステッカーを配布し、店頭に掲げるなどして普及啓発を図る。（ステッカーは県の在庫で対応）	0	×
	障害福祉課のカウンターに、身体障害者補助犬に関するリーフレット等を設置している。	0	×
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に関わるページを掲載。	0	×
栃木県	県と民間企業（コンビニ・銀行等）との連携による定期的な情報発信コーナーの活用。	0	×
	各種イベントへの訓練事業者の出展協力。	0	×
	訓練事業者が主催するイベントの広報協力	0	×
群馬県	県ホームページへの掲載。	-	×
	課内におけるポスター掲示、チラシ配置。	-	×
埼玉県	フランチャイズチェーン協会や、食品衛生協会に対して、厚生労働省作成の補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布。	-	×
	県庁オープンデーにて、一般県民を対象に補助犬のデモンストレーションを実施。	4,000	×
東京都	厚生労働省作成の補助犬ステッカー・リーフレットの配布。	未記入	×
神奈川県	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布。	0	×
新潟県	補助犬リーフレットの作成および配布。	114,210	○
	県広報番組での普及啓発。	不明	×
富山県	補助犬ステッカーやパンフレットの配布（旅館業者など）。	-	×
石川県	障害者関係のイベントに補助犬育成団体を呼び、周知を行う。	8,200,000 (イベント全体)	×
長野県	視覚障がい者及び盲導犬の通行に関する注意喚起を県のホームページに掲載。	0	×

岐阜県	ほじょ犬マークを含む障がい者マークの啓発クリアファイルを作成し、障害者週間における街頭啓発等で県民に配布。	142,884	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施。	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施する普及啓発活動。	300,000	○
三重県	三重県障がい者芸術文化祭（1/13）で介助犬のデモンストレーション実施。	200,000	○
	視覚障害者協会日常生活用具展示展（1/18）で展示ブース設置、盲導犬のデモンストレーション実施。		
	津市ユニバーサルデザイン発表会（2/18）で展示ブース設置、補助犬のデモンストレーション実施。		
滋賀県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	0	×
京都府	直接事業は実施していないが、関係団体や訓練事業者が実施するイベント等の補助や後援を行っている。	-	×
大阪府	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	-	×
	「第15回共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演。	-	×
兵庫県	県病院協会および県民間病院協会を通じ、県内の病院へパンフレットの配布を行った。	0	×
	県内で開催されるイベント等で、パンフレットの配布及びDVDを紹介した。	0	×
奈良県	福祉イベントでのステッカーやパンフレットの配布。	-	×
和歌山県	補助犬同伴ステッカーやパンフレット、ポスターの配布。	未記入	-
	テレビやラジオ、県の広報誌による広報。	未記入	-
	県ホームページに身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法および身体障害者補助犬給付事業について掲載。	未記入	-
鳥取県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	0	×
島根県	新聞にて、補助犬やステッカーについて掲載。	-	×
広島県	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施。	40,370	○
	5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県 Facebook、県 Twitter にて記事を掲載。	-	×
	県庁舎内に、ポスター掲示、パンフレット配架。県内関係機関にパンフレット配布。	-	×
徳島県	イベント開催時、研修会等の機会を捉え、パンフレットの配布やパネル展示を行っている。	-	×
香川県	ラジオによる広報。	0	×
	人権フェスタ（12月）にてパンフレット等を配布。	0	×
愛媛県	厚労省作成のリーフレット及び県作成の補助犬受入れに関する Q&A を飲食店営業の食品衛生責任者講習会において配布。	0	×
	厚労省作成のリーフレット及び県作成の補助犬受入れに関する Q&A を飲食店営業の愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合を通じて組合員に配布。	0	×
高知県	学校啓発で高知県内の14小中学校に盲導犬ユーザーの紹介及び14小中学校の児童、教師、保護者等にパンフレット等1,400部を配布。	78,000	×
福岡県	盲導犬を主体として、講演会及び体験会を実施。	7,935,000	○
	介助犬、聴導犬を主体として、啓発活動、キャンペーンを実施。	3,790,000	○
佐賀県	希望者にステッカー、パンフレットの配布を実施。	0	×
宮崎県	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。障害者週間のイベント等を活用し、専用ブースにおいてパンフレット等を掲示・配布し、普及啓発を図っている。	0	×
	九州補助犬協会が主催する補助犬普及キャンペーンへの参加。	0	×
鹿児島県	県ホームページに、身体障害者補助犬および身体障害者補助犬給付事業について掲載している。	-	×
	希望があれば、厚生労働省作成の補助犬ステッカー等を配布。	-	×

沖縄県	障害者差別解消法、共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）のもと、市町村、学校、事業所、企業等に向けて障害者差別の禁止や、合理的配慮に関する研修を行っている。また、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受け入れ等について理解・協力を呼びかける予定。補助犬に関する相談事例を盛り込んだ研修の実施件数は10件（12月25日現在）。	0	×
-----	--	---	---

【ニーズ並びに供給体制の把握】

2016年度：ニーズ並びに供給体制の把握実施	
実施あり	28%（13）
実施なし	72%（34）

	内 容	費用	補助金 利用
宮城県	各育成事業者に対し、訓練・貸与の状況について聞き取り。	-	×
秋田県	各市町村および県視覚障害者福祉協会に対し、次年度における補助犬給付希望者調査を実施している。	-	×
群馬県	給付者一覧表を作成し、給付年を管理することにより、更新希望を照会している。	-	×
埼玉県	訓練事業者に育成頭数について調査。	-	×
千葉県	平成28年8月16日：各法人が給付した盲導犬が、千葉県内のどの市町村で実働しているか調査した。	0	×
富山県	富山県視覚障害者協会へ委託し、補助犬希望者数などを把握してもらっていた。	600,000	○
石川県	関係団体へ状況の聞き取りを行う。	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施。	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者への育成頭数の把握。	0	×
滋賀県	訓練事業者の育成頭数の把握。	0	×
広島県	委託先・再委託先からの把握。	-	×
沖縄県	補助犬育成促進事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県HPにて募集広告を行い、希望者を把握している。	0	×

2017年度：ニーズ並びに供給体制の把握実施予定	
実施予定あり	26%（12）
実施予定なし	74%（35）

	内 容	費用	補助金 利用
宮城県	各育成事業者に対し、訓練・貸与の状況について聞き取り。	-	×
秋田県	各市町村および県視覚障害者福祉協会に対し、次年度における補助犬給付希望者調査を実施している。	-	×
群馬県	給付者一覧表を作成し、給付年を管理することにより、更新希望を照会している。	-	×
埼玉県	訓練事業者に育成頭数について定期的に調査する。	-	×
	県内の補助犬ユーザーに向けて、再給付を希望するかアンケート調査を実施。	-	×
富山県	今後も引き続き、富山県視覚障害者協会へ委託し、補助犬の希望者数などを把握しても	600,000	○

	らう予定。		
石川県	関係団体へ状況の聞き取りを行う。	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施。	2,139,000	○
愛知県	訓練事業者への育成頭数の把握。	0	×
滋賀県	訓練事業者の育成頭数の把握。	0	×
広島県	委託先・再委託先からの把握。	-	×
沖縄県	補助犬育成促進事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県 HP にて募集広告を行い、希望者を把握している。	0	×

【連携体制】

2016年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	6% (3)
実施なし	94% (44)

	内 容	費用	補助金 利用
千葉県	県内において関係団体が補助犬の普及・啓発のためのイベントを実施する際に、当該団体から求めがあった場合は、イベントのチラシを市町村等に配布し掲示を依頼している。(原則として当該イベントが県の後援を受けていることを前提とする。)	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施。	2,139,000	○
広島県	情報共有システムを構築し、広島ハーネスの会、広島市、福山市へ相談が寄せられるたびに、県へ報告され県から各機関へ情報提供を行う。2016年度からは呉市も加わる。	-	×

2017年度：連携体制の取り組み実施予定	
実施予定あり	6% (3)
実施予定なし	94% (44)

	内容	費用	補助金 利用
千葉県	県内において関係団体が補助犬の普及・啓発のためのイベントを実施する際に、当該団体から求めがあった場合は、イベントのチラシを市町村等に配布し掲示を依頼している。(原則として当該イベントが県の後援を受けていることを前提とする。)	0	×
静岡県	補助犬インフォメーションデスクを開設し、民間事業者や学校等への出前講習会、広報啓発活動を実施	2,139,000	○
広島県	情報共有システムを構築し、広島ハーネスの会、広島市、福山市へ相談が寄せられるたびに、県へ報告され県から各機関へ情報提供を行う。2016年度からは呉市も加わる。	-	×

相談・問い合わせ

9. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか。2015 年度報告書では項目 9。

はい	92% (43)
いいえ	6% (3)
未回答	2% (1)

10. 平成 28 年度（2016 年度）に補助犬に関する相談・苦情等がありましたか？2015 年度報告書では項目 7。

	あった	なかった	未回答
盲導犬	74% (35)	23% (11)	2% (1)
介助犬	21% (10)	70% (33)	8% (4)
聴導犬	13% (6)	81% (38)	6% (3)

10-1. 補助犬に関する問い合わせ状況について、誰から、どの様な問い合わせがありましたか。

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その 他
訓練事業者に関する紹介や相談	1	2	0	1	0	0	2
資料請求	2	0	0	0	12	0	3
その他の問い合わせ	2	2	0	0	3	4	5
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	52	0	3	6	2	3	2
その他の苦情	5	0	0	0	0	3	1
計	62	4	3	7	17	10	13

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その 他
訓練事業者に関する紹介や相談	0	1	0	0	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	1	3	0	0	0	1	2
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	2	0	0	0	0	0	0
その他の苦情	1	0	0	0	0	0	0
計	4	4	0	0	0	1	2

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その 他
訓練事業者に関する紹介や相談	1	1	0	0	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	0	0	0	0	0	0	0
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	5	0	0	0	0	0	0
その他の苦情	0	0	0	0	0	0	0
計	6	1	0	0	0	0	0

10-2. 補助犬に関する問い合わせの具体的な内容について 平成15年度報告書では項目7-2であり、犬種毎に都道府県別で具体的内容を掲載した。

1) 盲導犬

盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
補助犬 希望者	現在使用している盲導犬が高齢の為、新しい盲導犬の貸与を受けたい。以前から訓練事業者に相談しているが、いつになっても連絡が来ない。	希望する訓練事業者と調整を行い、平成29年度に身体障害者補助犬育成事業を実施する、訓練を行うこととした。
	盲導犬の貸与事業を利用するには、どのように手続きが必要か。(計2件)	既に平成28年度の貸与者の決定が完了していたため、次年度に申請していただくよう案内し、申請の流れを説明した。
訓練 事業者	日本補助犬協会から受電。市の方から盲導犬の申請について相談を受けているが、申請期限はあるか?	申請期限はないが、給付の枠には限りがあり、基本的に申請順に枠を宛がっているため、枠が埋まった状態で申請を受けた場合は翌年度までお待ちいただくことになる。来年度の枠となる見込みの方が既に若干名いるので、申請されるのであればお早めにと御案内した。
その他	平成28年12月5日 市役所職員より受電。盲導犬について案内したい方がいるが、どうしたらよいか。	県ホームページを紹介し、まずは訓練団体と連絡を取るよう案内するよう伝えた。

盲導犬に関する資料請求

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	お寺に補助犬を受け入れるための知識を学ぶ為に資料請求があった。	訓練事業者の方直々にご指導していただいた。
受け入れ 事業者	補助犬リーフレット、ステッカーがほしい(市役所、学校、病院、事業者より)。	リーフレット等についてはお届け先を確認の上、送付。
その他	研修に使用するため、補助犬リーフレットがほしい(障害者団体)。	リーフレット等についてはお届け先を確認の上、送付。
	小学校の授業用に補助犬の資料を送付してほしい。 「補助犬もっと知ってBOOK」や「補助犬ステッカー」等、補助犬全般に関する資料請求3件。	ほじょ犬もっと知ってBOOKを送付した。

その他の問い合わせ

相談者	内容	対応
補助犬使用者	盲導犬の利用者から盲導犬の利用者に対して、駅周辺環境の状況把握について照会依頼があった。 身体障害者手帳の交付者数について。	他の盲導犬利用者に対して調査票の照会をし、結果をまとめて回答した。
補助犬希望者	対象要件について。 市役所を通じて、盲導犬の給付についての問い合わせがあった。	支給対象となる方の障害の程度（手帳の等級）等を説明。 給付事業について説明。（今後の参考とするとのこと）
一般市民	知人に視覚障害者が安心して暮らせる環境を作る為に、盲導犬育成の為に寄付をしたいという人がある。盲導犬の訓練施設等が中四国にあるのか、訓練のためのお金は誰が出しているのか、県内に盲導犬を所有している人は何人くらいいるのか、盲導犬に関わることを調べているので教えてほしい。	訓練施設は中四国にはなく、近いところで兵庫、大阪にある。訓練施設は自治体が設置しているのではなく、公益財団等が運営している訓練所であり、経費は委託料という形で県が支払っている。
	盲導犬を連れて歩いている老人がいるが、犬が正しい判断をしていないようで危険なため、対応できないか。	本人を特定し、連絡を取ったところ、そのときはたまたまごみ収集車がそばにいたため犬が少し迷ったのだと思うとのこと。犬に問題はなく大丈夫であることが確認できたことを通報者に連絡した。
	引退後の盲導犬を引き取りたい。	協会ごとによって対応が異なるため近隣の育成協会の連絡先を伝えた。
その他	市からの情報提供。地元の花火大会で、盲導犬を虐待していた人がいるとの通報があった。県でも関係育成団体等への情報提供と適切な助言・指導を行ってほしい。	県の補助犬育成事業を活用して補助犬の訓練を実施した施設に情報提供をするとともに、当該施設で訓練された盲導犬のユーザーに対する指導をお願いした。

盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

相談者	内容	対応
補助犬使用者	盲導犬の受け入れ拒否をした店舗について。	相談者から相談のあった店舗へ連絡。
	商業施設への盲導犬同伴拒否について問い合わせ。	関係先に連絡、補助犬同伴受け入れについて説明を行った。
	飲食店での入店拒否、観光施設への入店拒否。	県、市町村の担当者が事実確認のうえ、店主を指導した。
	複数の旅館における同伴拒否事例。	地域の旅館連合会に対し、補助犬に関する学習会を開催。
	○相談を受けた機関：バリアフリーを推進するNPO法人から、県の地域機関と県の健康福祉部障がい福祉課に報告がなされた。 ○障がいの種別：視覚障がい（60代）。 ○事例の概要：障がい者側からの申し出。県外から来県した視覚障がい者が帰路に着く前に、NPO法人から派遣されたガイドボランティアと共にATMを利用するため、駅前のコンビニに盲導犬を連れて入店しようとしたところ、入店を断られた（「食品等があるので衛生上お断りします」と言われた）。その場で視覚障がい者本人から、補助犬の説明をしたが、店側から入店を認めるといふ回答を得られなかった。列車の時間もあるため、入店をあきらめ、近くの銀行のATMを利用した。同日中に、この事案についてガイドボランティアからNPO法人に報告がなされた。	NPO法人のスタッフが補助犬の資料を持って店長に説明を実施した。店長は、コンビニ本社に確認をし、理解不足での対応だったことを認識した。また、当該コンビニではスタッフに対して、補助犬に対する正しい扱いについて周知がなされた。
	病院（病室フロア）での受け入れ拒否。	未記入。

補助犬使用者	レストランを予約しようとしたところ、盲導犬が同伴ということで入店を断られた。	連絡をしてきた利用者は、現制度の確認をしたのみで、レストランへの連絡を希望しなかった。
	病院や飲食店での同伴拒否。	身体障害者補助犬法の趣旨を説明し、パンフレット等を送付した。
	居酒屋、プール、美術館で盲導犬同伴を断られた。	状況を聞き取り、補助犬法の趣旨を説明し、盲導犬への理解を求めた。
	飲食店で、盲導犬1頭と介助者1名を伴って入店し、食事をし、会計を済ませて、店外に出たところ、店長が追いかけてきて「ワンちゃんはとてもお利口にしていたけど、次からは私がいるときであの座席に限る。」ということを言われた。(通報者の私見→店長がいるときで、その座席が空いているときしか入店できないとする条件をつけることは事実上の入店拒否である。店内は十分広く、2階にもたくさんの座席があり、前回入店した際には2階の座席を利用し、何の問題も起こらなかったことから、店長の指示する座席に限るとすることの合理性はないだろう。)	県から該当の自治体の障がい福祉課に報告。該当自治体からは「店側に障害者差別解消法及び身体障害者補助犬法の内容を説明の上指導。引き続き関係所の理解を求めていくよう周知したい」との回答があり、その旨通報者に報告した。
	飲食店に盲導犬同伴で来店したところ、入店を断られた。(他2件)	職員と相談員が現地確認し、身体障害者補助犬および障害者差別解消法等の説明を行い、補助犬のリーフレット等を渡したところ、相手方の理解を得た。
	飲食店への入店拒否(他のお客様の迷惑になるから、店内が狭いから等の理由により入店拒否)	未記入。
	使用者が飲食店に入店した際、「盲導犬同伴の店内での飲食は会社の規則上できない」と言われ、テラス席での飲食をすすめられた。使用者が身体障害者補助犬法の説明をしても理解が得られなかった。	店長から本社に補助犬受入れについて確認してもらったところ、原則店内での飲食を認めるよう指導がなされた。今後は補助犬同伴者に対し適切な対応を行うとの回答を得た。
	旅館における同伴拒否事例。(2件)	旅館に対し、個別説明と補助犬対応マニュアルを送付。
	以前入店拒否にあった。	店が特定できれば指導する。
	商業施設等への入店拒否など。	当該店舗に連絡をし、事実確認をすると共に、補助犬法についての説明を行った。
	眼科に行ったが盲導犬を受け入れてもらえなかった。病院近くの作業所に盲導犬を預けて受診した。 ・受け入れられない理由は「犬アレルギーの人がいるかもしれないため」というものであった。 ・以前は受け入れてもらえたが、数年前から受け入れてもらえなくなった。	補助犬の受け入れについて依頼したうえ、今後の参考として補助犬に関する資料を本県から送付した。
	旅館での受け入れ拒否。盲導犬ユーザーが県内の旅館から予約拒否をされた。ユーザーは別の宿泊施設を予約したが、同様のことが再び起こらないように指導してほしいとのことであった。	県からは旅館に対し、電話で事実確認と指導を行い、訓練事業者の普及推進部を紹介した。
	市内にあるラーメン屋を利用しようとしたところ、盲導犬の同伴を拒否された。スタッフの人が統括店長なる人に確認を取ったところ、「犬を入れてよいとしてしまうと猫も入れなければならない。」といった理由で同伴させられないという返答であった。補助犬法そのものについて理解・認識が不足していると思われるので、県から助言・指導をお願いしたい。	補助犬法により原則受入れが義務であることを説明の上、今後の受入れについて確認したところ、「受け入れまです。」との回答を得たので、改めて補助犬の受入れについて依頼し、通話を終了した。
	飲食店、宿泊施設、クリニックから受け入れ拒否された。	受け入れ拒否の事例については、受け入れ拒否した事業者にも事実確認のうえ、受け入れについて指導を行った。
	飲食店における同伴拒否事例。	飲食店が市内であった為、市に対し対応を依頼。。

	地区の防災訓練への参加拒否。	未記入。
	宿泊施設へ電話予約した際、受付担当者に補助犬同伴の宿泊は衛生上難しいと断られる。身体障害者補助犬法を説明しても「受入は難しい」と言われた。	宿泊施設に事実確認を行ったところ、従業員の理解不足、説明不足で設備などではなく、衛生上受け入れられないと回答したとのことで、次回からしっかりと説明できるように対応していくとの回答を得た。
	飲食店で盲導犬の同伴を拒否されたという相談があった。	該当の飲食店に補助犬法における受け入れ義務について説明をし、飲食店からの理解は得られた。ただし、小さな店なので、他の客からの理解も必要であるとの飲食店からの意見を受け、相談者には事前連絡や受け入れ体制の準備が必要であることなど受け入れ側の事情も説明し、納得してもらった。行政として補助犬に対する周知・普及啓発をしていく。
	飲食店における同伴受け入れ拒否。(2件)	飲食店への指導。(2件のうち1件は中核市から指導)
	飲食店で食事をしようと思い、知人(聴覚障害のある人)が先行して店舗に行き、「盲導犬を連れてくる人が来ますが、大丈夫ですか」と店員に尋ねたところ、「上司に確認します」と返答された。その後、店員から「確認したところ入店はできないとのことです」と返答され、入店を断念した。	店長に身体障害者補助犬法による補助犬の受け入れ義務について説明の上、混雑時以外の盲導犬同伴での入店及び混雑時を含み盲導犬を客席から離れた場所に待機させた上で入店の可否について尋ねたところ、いずれも可能という返答であった。以上を踏まえた上で、改めて補助犬の受け入れについて依頼した上、今後の参考として補助犬に関する資料を本県から送付した。
補助犬使用者	入店しようとしたところ「犬はちょっと…」と拒否された。補助犬法について説明したところ「確認してきます」とのことであったが、確認先に電話が繋がらないとのことであったため、そのまま退店した。	県外の店舗のため以後、該当の自治体が対応。
	旅館での受け入れ拒否。	未記入。
	補助犬同伴において、寺院本堂での参拝を拒否される。	寺院に事実確認を行ったところ、宗教上の考えで本堂への同伴は困難であるが、駐車場ではなく本堂入口で補助犬に待機してもらい、使用者のみ職員誘導で参拝してもらう対応は可能との回答を得、相談者に伝えたとこ納得を得た。
	団体から貸与された盲導犬のユーザーがスーパー銭湯で同伴を拒否された。ユーザー・銭湯・市の3者で対応したが市の職員の補助犬への理解が足りないように思われる。市職員へのアドバイスをしたい。	アドバイス内容： 盲導犬の行動を管理するため常に自分に付き添わせるといものである。可能な限り(浴室の手前、脱衣所まで)盲導犬を同伴させるべきである。 スーパー銭湯であれば飲食店も入っているだろうから、現場を知っている保健所と情報交換するなど連携すべきである。 ユーザーは、たとえば飲食店で待機させる時であれば、リードのナスカンを常に足で踏んでおき、盲導犬が顔を上げただけでもすぐわかるくらいしっかりと行動を管理している。
	スーパー、飲食店、美術館等において盲導犬の同伴を拒否されたという相談があった。	対象施設に、補助犬法における受け入れ義務について説明をした結果、理解が得られ、その後盲導犬の同伴も受け入れられた。
障害者の家族	飲食店での受け入れ拒否。飲食店に補助犬同伴で入店したところ、店長から受け入れ拒否され「掃除をして帰って」とまで言われた。その日は他の飲食店を利用したが、後日同行者から当県内の視覚障害者福祉協会・社会福祉協議会に相談があったもの。	ユーザー同行者等が当該飲食店を運営する法人に連絡し、法人からは謝罪があった。県からは法人に対し、電話で事実確認と指導を行い、訓練事業者の普及推進部を紹介した。
	盲導犬の受け入れ拒否に係る相談。	<ul style="list-style-type: none"> ・該当施設に事情を確認し、補助犬受け入れに係る理解を要請した。 ・身体障害者補助犬法の周知に係る通知文書を発行した。 ・身体障害者補助犬啓発講演会を開催した。

訓練事業者	県外在住の盲導犬使用者が本県を訪れることになり、知人を通じて飲食店の電話予約を試みたが、盲導犬同伴を理由に拒否された。このため、訓練事業者に相談が寄せられ、事業者から本県へ連絡があった。	当該飲食店は県内の中核市に存在する為、身体障害者補助犬法に基づき、当該中核市の障害福祉担当課に連絡して助言、指導等を行うよう依頼した。
訓練事業者	盲導犬ユーザーの航空機への搭乗制限（1機につき1頭まで）に関して相談があったもの。	航空会社・厚労省・国交省・訓練事業者・ユーザー居住自治体の各担当者と連携しながら航空会社に申し入れを行い、搭乗制限は撤廃するとの回答を得た。
	県内観光地である神社の建物内への入館を拒否されたという相談があった。	補助犬法による受け入れ義務について神社の宮司に説明をし、理解してもらった。さらに、補助犬に関する理解の普及啓発のために市町村を通して各観光協会へ依頼し、周知を図った。
受け入れ事業者	飲食店から補助犬の受け入れに関する問い合わせがあった。	飲食店での盲導犬受け入れの参考として、盲導犬ハンドブック（全国盲導犬施設連合会）等を紹介。
	道の駅等の店舗営業者より、補助犬の受け入れは必ず行わなければいけないのかという旨の問い合わせ	身体障害者補助犬法をお伝えし、ご理解いただくよう案内。
	白杖を持った方が盲導犬らしき犬を連れて乗車してくるが、以下のとおり盲導犬とは思えない点が見受けられる。身体障害者手帳の提示を求めたが応じてもらえない。対応について全国盲導犬施設連合会に相談したところ、県の障害福祉課を案内された。	回答：「身体障害者補助犬法第12条等により補助犬の表示等が定められています。まずは犬の胴体を見て盲導犬の表示があるかを確認し、ない場合は認定証等の提示を求めて下さい。これらの表示等をせずに補助犬を同伴した場合は、通常のペットとして対応して差し支えないと考えられます。」
	病院から補助犬の受け入れについて相談。	未記入。
一般市民	補助犬の宿泊施設の入館を断られた。	本人にお手紙を送付（今後一層の周知徹底を図りたい、という内容）。来年度に向けて、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合等の関係団体にどのような周知徹底を図るか協議した。
その他	飲食チェーン店より盲導犬の受け入れを拒否された。（市役所職員より、盲導犬ユーザーの方から相談があったと連絡）	受け入れ拒否を行った店舗を確認し、店舗及び本社へ受け入れへのご理解をお願いする旨の連絡を行う。相談では2つの店舗があがったが、それぞれ理解不足だったとのことで資料の請求や、ユーザーの方に謝罪の言葉を伝えて欲しいとの旨の返答をいただく。（県への連絡の際にはユーザー名等は伏せられていたため、市役所職員へ伝達）

盲導犬に関するその他の苦情

相談者	内容	対応
一般市民	使用者が赤信号で歩道を渡っており、車が急ブレーキをかけて止まるところを数回目撃した。	使用者に対し、訓練事業所と連携しフォローアップを行い、今後は歩行者優先となる信号機のない横断歩道を利用することとなった。
	盲導犬虐待に関する通報。	訓練事業者に連絡をし、今後の対応策の報告を求めた。
その他	盲導犬が痩せすぎていることから、役場職員と通報者とで立ち会い動物病院を受診。血液検査では異常は無かったが、別の動物病院を受診したところ、栄養不足との診断を受けたため、使用者の了解のもと、通報者が盲導犬を引き取り、治療を行っているとの情報提供があった。	使用者に対し、給餌の再訓練を提案するが、一人では盲導犬の飼育は難しいとのことで、返却の申し出がなされ、盲導犬は通報者がそのまま引取ることとなった。

2) 介助犬

介助犬訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
補助犬希望者	介助犬を利用したいがどこに相談すればよいか。	厚生労働省のホームページを案内し、訓練事業者を紹介。

その他の問い合わせ

相談者	内容	対応
補助犬希望者	対象要件について。	支給対象となる方の障害の程度（手帳の等級）等を説明。
	介助犬の給付を受けたいとの相談。	相談当日は介助犬給付に向けた概要を説明した。その後、担当者からの申請を受付、調査を経て給付候補者に決定し、現在、訓練を実施している。
一般市民	短大の学生：卒業論文で「介助犬」をテーマにしたいので、何か資料を送ってほしい。	補助犬に関する資料を数種類送付した。
その他	介助犬希望者の入院先の職員から、介助犬給付手続きについての問い合わせ。	手続きの詳細および手続き窓口を案内。
	過去に介助犬を使用されていた方から、当該年度の身体障害者補助犬貸付者募集についてお問い合わせがあった。	当該年度身体障害者補助犬貸付者募集について説明させていただいた。

3) 聴導犬

聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
補助犬使用者	聴導犬の使用を検討している。県の助成事業を受けられる場合の手続きについて教えて欲しい。また、職場の理解について、許可等が要るのか。	県身体障害者補助犬育成事業について説明。職場の理解については、「使用すること自体は身体障害者補助犬法で定められている為、許可等は必要ないが、実際は周囲の理解を得る為の説明は必要になると思われる」と回答。

聴導犬に関する資料請求

相談者	内容	対応
補助犬希望者	聴導犬が欲しいので貸与に関する資料が欲しい。	希望者に資料を送付した。

聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

相談者	内容	対応
補助犬使用者	近隣の内科医院に聴導犬同伴で診察を受けたい旨を申し出たところ、「受付までは同伴可能だが、診察室内への聴導犬の入室は難しい」と回答された。そのことについて、区の障害福祉課責任者に相談したところ、聴覚障害者への配慮に欠ける対応をされた。	県病院協会、県民間病院協会を通じ、県内の病院へパンフレットの配布を行い、普及啓発に努めた。また、当該市の担当者に相談があった旨を連絡し、対応を求めた。
	旅館で家族の使用している聴導犬を客室の入り口までは入れても良いが、室内には入れては行けないと言われた。法で同伴が可能になっているので	県より当該旅館へ部屋への同伴を認めないのは障害者補助犬法違反であることを伝え、再発防止のため職員への周知徹底を求めた。

	はないのか。県の見解を教えて欲しい。また、県から旅館に話をして欲しい。	
	観光ホテルにおいて、聴導犬同伴の受け入れ拒否があった	状況確認後、補助犬法・差別解消法の説明をし、理解を得られた。補助犬のパンフレットとステッカーを配布。ホテルの職員に周知していただいた。
補助犬使用者	<p>3月17日～20日に県内を旅行したが、次の施設等で違法不当な対応があった。県内では合理的配慮がなされていない。また、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種をあわせた「補助犬」の呼称が定着しておらず、全て介助犬だと思っている方が多く改善して欲しい。</p> <p>〈観光施設〉スタッフが手話や筆談に一切対応しなかった。マスクをつけたまま話していた者もいたが、これは障害者差別ではないのか。スタンプラリーに参加するため施設内に入ろうとしたところ、土足厳禁であり、補助犬の足を拭かなければ同伴できないと拒否された。事前に調べたところではそのような案内は一切なく、拭くものも用意していなかった。該当市には連絡したが、県としてどのような指導をしているのか。</p> <p>〈Aホテル〉耳が聞こえないことを申告したが、なかなか筆談に応じてもらえなかった。</p> <p>〈JRの駅〉事前に手話か筆談で対応するように連絡をしていたにもかかわらず、口話を強制された。紙とペンを持っていたので、なぜ筆談しないのかただと、ようやく応じた。</p>	受け入れや対応については周知してきたが、徹底されておらず反省している。該当市、Aホテル、JRの駅に対しては適切に対応すべきことを指導した。公の施設はもとより、飲食店、ホテル等の施設に対しても、身体障害者補助犬法や障害者差別解消法の趣旨や内容、補助犬の種類などについて、改めて広報と啓発に取り組み、補助犬使用者が安心してご利用いただけるよう、改善を図ってまいりたい。

1 1. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発活動を行っていますか 2015年度報告書では項目8。

はい	62% (29)
いいえ	21% (10)
未回答	17% (8)

具体的な普及啓発の実施方法

宮城県	県ホームページでの普及啓発。
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に係るページを掲載。
福島県	県のHPにて、補助犬相談窓口の概要、連絡先等について掲載している。
茨城県	県のホームページに補助犬に関する情報を掲載。
群馬県	県ホームページに掲載。
埼玉県	県のHPにて、補助犬相談窓口の概要、連絡先等について掲載している。
千葉県	千葉県ホームページの以下のページで案内しています。 http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/rikaisokushin/hojoken.html
神奈川県	県ホームページにおいて、相談窓口等について周知。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 相談連絡先を記載した県独自リーフレットを作成・配布。 県食品衛生協会が主催する食品衛生指導員養成講習会にて、補助犬受け入れについて説明（年2回）。 新規飲食店の営業許可申請時および更新時に、上記リーフレットおよびステッカーを配布。
富山県	県のHPにて、補助犬相談窓口の概要や連絡先について掲載している。

福井県	県ホームページで補助犬の概要、同伴受け入れに関する啓発を実施。
長野県	補助犬相談窓口について、補助犬給付時、県ホームページ、福祉のしおり（県が作成する福祉施策パンフレット）において周知。
兵庫県	厚生労働省作成のパンフレット及びポスター等の配布希望への対応。
和歌山県	テレビやラジオ、県の広報誌による広報を随時行っている
鳥取県	県ホームページへの掲載
島根県	県 HP に掲載
岡山県	県のホームページに掲載
広島県	県の HP に「身体障害者補助犬について」を掲載
山口県	・県で作成する障害福祉サービスの案内冊子に、相談窓口を掲載。 ・補助犬受給者の募集に際しては新聞等を含め、広く広報している。
徳島県	身体障害者補助犬貸付者の募集にあわせ、補助犬の紹介とその目的、内容について市町村他関係機関、団体、県政記者に対し、県ホームページ、新聞、ラジオ等により周知を行っている。
高知県	福祉機器展示会等に参加し、啓発リーフレットを配布
福岡県	県庁舎における補助犬法のポスター及び補助犬マークの掲示
佐賀県	県のHPに相談窓口、業務内容等の掲載を行っている。
長崎県	県ホームページへの掲載
熊本県	県庁ホームページおよび「障がい福祉のしおり」に身体障害者補助犬の給付に関する問い合わせ先等を記載
宮崎県	障害者週間でのイベントを活用し、専用ブースにおいてパンフレット等を掲示・配布し、普及啓発を図っている。
鹿児島県	県ホームページにて、相談窓口の連絡先を掲載。
沖縄県	補助犬育成促進事業希望者募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県 HP にて広報を行っている。

12. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成促進事業」等に関してご意見や、国に対する要望
やご質問等 2015年度報告書では項目12。

栃木県	厚生労働省 HP に都道府県別の補助犬実働頭数が掲載されているが、県内の詳細な状況を把握する為、ユーザーに関する情報提供をお願いしたい。
神奈川県	補助犬育成促進事業が位置づけられている地域生活支援事業の国庫補助額（1/2）の確保。
広島県	飲食、宿泊業向けリーフレット（他のお客様への対応等の具体例の記載があるもの）を国から配布いただければ啓発に役立てることができると思います。

2016（平成 28）年度
補助犬育成促進事業実施実態調査結果
（補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査結果）

回答総数 政令指定都市 20・中核市 47 = 67 件

基本データ

1. 貴政令指定都市・中核市に第二種社会福祉事業届出を新たに行った訓練事業者はありますか？
 2015 年度報告書では項目 2。

	ある	ない	把握していない	未回答
盲導犬	0% (0)	96% (64)	3% (2)	1% (1)
介助犬	1% (1)	95% (63)	3% (2)	1% (1)
聴導犬	0% (0)	96% (64)	3% (2)	1% (1)

※新たな届出：船橋市→千葉介助犬協会（届出日 2016/10/7）

育成促進事業

2. 貴政令指定都市・中核市に補助犬使用者はいますか？ 2015 年度報告書では項目 1。

	いる	いない	不明	未回答
盲導犬	70% (47)	3% (2)	27% (18)	0% (0)
介助犬	21% (14)	36% (24)	40% (27)	3% (2)
聴導犬	11% (7)	48% (32)	40% (27)	1% (1)

3. 2016（H28）年度に補助犬育成促進事業の希望者はいましたか？（見込み含む）

	希望あり	希望なし	不明	合計
盲導犬	18% (12)	75% (50)	7% (5)	67 都市
介助犬	4% (3)	88% (59)	8% (5)	67 都市
聴導犬	4% (3)	88% (59)	8% (5)	67 都市

（ ）内は政令指定都市＋中核市の数

理解促進・普及啓発

4. 貴政令市・中核市では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用について、都道府県との連携の有無（補助犬育成促進事業による費用の助成を都道府県に申請しているのかどうか）についてもご回答ください。

2015年度報告書の項目7を改編し、詳細な設問方法とした。

【助成施策】

2016年度：助成施策の実施	
実施あり	22% (15)
実施なし	78% (52)

・政令市

	内 容	費用	連携
仙台	餌料代給付。	42,000/人	×
横浜	身体障害者補助犬定期健診等事業（補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担）。	約 4,000,000	×
名古屋	身体障害者補助犬飼育費（1ヶ月あたり 4,800 円）。ただし、所得制限あり。	840,800	×
	身体障害者手帳 1 級から 3 級の方で、日常生活の補助のために使用する補助犬および盲導犬として育成している犬に係る手数料の免除。登録申請手数料（3,000 円）、狂犬病予防注射済票交付手数料（550 円）、鑑札の交付手数料（1,600 円）、狂犬病予防注射済票再交付手数料（340 円）。	0	×
神戸	補助犬健康管理費の支給（所得制限有）。	要綱記載	×
	登録申請手数料の減免（全額免除）。	3,000	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の減免（全額免除）。	550	×
岡山	補助犬を現に使用し飼育している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成（月額 6,000 円）。	未記入	×
広島	【身体障害者補助犬健康管理費支給事業】 身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得者のため補助犬の養育に要する費用の負担が困難なものに対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	予算 900,000 円	×

・中核市

	内 容	費用	連携
宇都宮	補助犬導入等補助金（補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助）（補助犬導入時に 10 万円、導入の次年度から年 2 万を 5 年間）。	60,000 (20,000×3 名)	×
	身体障害者補助犬育成支援事業（補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし、補助犬の利用に供した育成団体に対し、上限 20 万円を補助）。	0 (実績なし)	×
越谷	登録料の免除。狂犬病予防注射済票交付手数料の免除。	0 (実績なし)	×
長野	訓練交通費援護金：県より補助犬の給付対象になった方(候補者含む)が、身体障害者補助犬を使用する訓練を受ける場合の交通費の援助として援護金を支給している。	21,880	×
	飼育費援護金 県より補助犬の給付対象になった方が身体障害者補助犬を飼育する場合の飼育費の援助として援護金を支給している。1 頭あたり月額 3,000 円。	105,000	×
岐阜	補助犬飼育のための必要経費の一部を助成。	月額 4,800 円/頭	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除。	550	×
豊田	狂犬病予防接種注射済票交付手数料の免除。	550 円/件	×
	犬の鑑札の再交付手数料の免除。	1600 円/件	×

	狂犬病予防接種注射済票再交付手数料の免除。	340 円/件	×
姫路	1ヶ月 5,000 円の補助犬健康管理費を支給(所得税非課税世帯) 1件×5,000 円×12 ヶ月=60,000 円。 ※所得税課税世帯は1ヶ月 4,000 円	60,000	×
尼崎	犬の登録手数料の免除。	3,000 円/頭	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除。	550 円/頭	×
奈良	狂犬病予防注射済票の交付手数料(550 円)の免除。	不明	×
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料(340 円)の免除。	不明	×
	犬の鑑札の再交付手数料(1,600 円)の免除。	不明	×
倉敷	飼育の為の必要経費(餌代)補助。	144,000	×
福山	補助犬の登録、狂犬病予防注射、狂犬病予防注射済票の交付、鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票の再交付の手数を徴収しない。	2,200	×

2017 年度：助成施策の実施予定	
実施予定あり	24% (16)
実施予定なし	76% (51)

・政令市

	内 容	費用	連携
仙台	餌料代給付。	42,000/人	×
横浜	身体障害者補助犬定期健診等事業(補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担)。	約 4,000,000	×
神戸	補助犬健康管理費の支給(所得制限有)。	要綱記載	×
	登録申請手数料の減免(全額免除)。	3,000	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の減免(全額免除)	550	×
岡山	補助犬を現に使用し飼育している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成(月額 6,000 円)。	未記入	×
広島	【身体障害者補助犬健康管理費支給事業】 身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得者のため補助犬の養育に要する費用の負担が困難なものに対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	予算 840,000 円	×

・中核市

	内 容	費用	連携
宇都宮	補助犬導入等補助金(補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助)。(補助犬導入時に 10 万円、導入の次年度から年 2 万を 5 年間)	60,000 (20,000×3 名)	×
	身体障害者補助犬育成支援事業(補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし、補助犬の利用に供した育成団体に対し、上限 20 万円を補助)。	0 (実績なし)	×
越谷	登録料の免除。	3000	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除。	550	×
長野	訓練交通費援護金 県より補助犬の給付対象になった方(候補者含む)が身体障害者補助犬を使用する訓練を受ける場合の交通費の援助として援護金を支給している。	実費相当	×
	飼育費援護金 県より補助犬の給付対象になった方が身体障害者補助犬を飼育する場合の飼育費の援助として援護金を支給している。 1 頭あたり月額 3,000 円	108,000	×
岐阜	補助犬飼育のための必要経費の一部を助成。	月額 4,800 円/頭	×
	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除。	550	×
豊田	狂犬病予防接種注射済票交付手数料の免除。	550 円/件	×
	犬の鑑札の再交付手数料の免除。	1600 円/件	×
	狂犬病予防接種注射済票再交付手数料の免除。	340 円/件	×
姫路	1ヶ月 5,000 円の補助犬健康管理費を支給(所得税非課税世帯)。 1件×5,000 円×12 ヶ月=60,000 円 ※所得税課税世帯は1ヶ月 4,000 円	60,000	×
尼崎	犬の登録手数料の免除。	3,000 円/頭	×

	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除。	550円/頭	×
奈良	狂犬病予防注射済票の交付手数料(550円)の免除。	不明	×
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料(340円)の免除。	不明	×
	犬の鑑札の再交付手数料(1,600円)の免除。	不明	×
倉敷	飼育の為に必要経費(餌代)補助。	144,000	×
福山	補助犬の登録、狂犬病予防注射、狂犬病予防注射済票の交付、鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票の再交付の手数を徴収しない。	2,200	×
下関	補助犬飼育費の助成(2018年度～の予定)。	月額3,000円を上限	×

【理解促進】

2016年度：理解促進事業実施	
実施あり	15% (10)
実施なし	85% (57)

・政令市

	内容	費用	連携
川崎	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士を講師として派遣している。	未記入	×
浜松	市内企業、団体を対象に、ほじょ犬ふれあい教室の実施。	224,000	×
	市民を対象に補助犬啓発セミナーの実施。		
名古屋	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」の中でブースを設けて補助犬のデモンストレーションを開催(毎年)。	0	×
神戸	障害者差別解消法に関わる事業者等による研修への弁護士等の講師派遣(補助犬に関わる内容を含む)。	726,000	×
	それぞれの障害特性を理解し、障害のある方への手助けができる市民を養成する講座(障がいサポーター養成講座)の開催(補助犬に関わる内容を含む)。	2,375,000	×

・中核市

	内容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載。	未記入	未記入
宇都宮	盲導犬ふれあい教室の実施(市内小学校に盲導犬と育成団体職員を派遣し、訓練の様子や接し方、視覚障害についての説明、歩行体験を行う)。	640,000	×
船橋	障害者週間記念事業内で補助犬のデモンストレーションを実施した。	0	×
	補助犬ステッカーを市内事業所へ周知した。	0	×
	市商工会議所が会員企業へ発行している機関誌へ補助犬に係る啓発記事の掲載依頼を行った。	0	×
福山	福山ハーネスの会による「盲導犬貸与式並びに披露式」を市役所市民ホールで開催。	0	×
高松	「市政出前ふれあいトーク」において「障害者の差別解消」のテーマの中で補助犬に対する理解を呼びかけている。	0	×
高知	点字図書館と県が実施している視覚障害者向け福祉機器展示会で盲導犬の体験会及び研修会を実施している。	未記入	未記入

2017年度：理解促進事業実施予定	
実施予定あり	16% (11)
実施予定なし	84% (56)

・政令市

	内 容	費用	連携
川崎	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士を講師として派遣している。	未記入	×
浜松	障害者週間イベントにおいて補助犬デモンストレーションの実施。	12,000	×
	市内企業、団体を対象に、ほじょ犬ふれあい教室の実施。 市民を対象に補助犬啓発セミナーの実施。	224,000	×
大阪	あいサポート運動の実施にあたり、あいサポーター研修の際に受講者には付する障害者理解ハンドブック内で補助犬について記載を行い、啓発を図る。	予算要求中	×
神戸	障害者差別解消法に関わる事業者等による研修への弁護士等の講師派遣（補助犬に関わる内容を含む）。	1,762,000	×
	それぞれの障害特性を理解し、障害のある方への手助けができる市民を養成する講座（障がいサポーター養成講座）の開催（補助犬に関わる内容を含む）。	2,920,000	×

・中核市

	内 容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載。	未記入	未記入
いわき	食品衛生協会が主催する「食品衛生責任者養成講習会」の際に、身体障害者補助犬について説明する機会を設けていただき、リーフレットとステッカーを配布して身体障害者補助犬について啓発を行っている。	0	×
宇都宮	盲導犬ふれあい教室の実施（内容は前年度同様。 *実施校数を拡大するため、予算拡充）	1,160,000	×
船橋	障害者週間記念事業内で補助犬のデモンストレーションを実施する予定。	0	×
	補助犬ステッカーを市内事業所へ周知する予定。	0	×
	市商工会議所が会員企業へ発行している機関誌へ補助犬に係る啓発記事の掲載依頼を行う予定。	0	×
高松	「市政出前ふれあいトーク」において「障害者の差別解消」のテーマの中で補助犬に対する理解を呼びかけている。	0	×
久留米	2018年度実施：盲導犬と比べて認知度が低い聴導犬について、多くの市民に役割を知ってもらうとともに、障害者問題に対する理解を深めるため、聴覚障害者協会が実施する講演会へ助成を行う。	100,000	×

【啓発事業】

2016年度：啓発事業実施	
実施あり	61% (41)
実施なし	39% (26)

・政令市

	内 容	費用	連携
札幌	補助犬同伴ステッカーの配布。	-	×
	北海道盲導犬協会の主催イベントや活動について、市役所や区役所のホームページ等に適宜掲載。	-	×
さいたま	市のHPやガイドブックに、補助犬について記載。	0	×

	区役所や保健所等にステッカーの掲示とリーフレットの設置。	0	×
千葉	「ほじょ犬マークステッカー」を希望する事業者に対して配布している。	0	×
	千葉幕張メッセライオンズクラブからの盲導犬育成の為に募金活動に関わる依頼を受け、JR千葉駅に対し、募金活動場所（駅前広場）の提供について配慮を求める依頼を行っている。	0	×
横浜	補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援。	-	×
川崎	9/20～9/26の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにおいて、補助犬デモンストレーションを実施。	未記入	×
相模原	補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布。	0	×
	市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介。	0	×
	市広報「広報さがみはら」紙面におけるほじょ犬マークの掲載・紹介。	0	×
新潟	障害者週間に中央区役所入り口エントランスにおいて、補助犬法の啓発及びほじょ犬同伴の受け入れについて理解を求めるパネルを提示。	0	×
静岡	毎年12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、「差別解消法」「補助犬」「車いすマーク」等障害に関する啓発品を来場者（通行者）に配布。	不明	×
	障がい者団体紹介と併せて、「補助犬」等を含む障害に関するパネル展示を実施。	0	×
名古屋	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」の中でブースを設けて補助犬のデモンストレーションを開催（毎年）。	0	×
神戸	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーフレットの配布。	0	×
	イベント等における補助犬に関わる市作成のパネル展示、クリアファイルの配布、厚労省作成のリーフレットの配布。	652,000	×
堺	本市発行の障害福祉制度を紹介する冊子「障害福祉のしおり」において、補助犬の貸与に関する項目を掲載。	0	×
広島	補助犬同伴ステッカーを希望者に配布。	0	×
北九州	北九州盲導犬ユーザー友の会が実施したチャリティーコンサートの広報支援。	-	×
福岡	盲導犬について、市内15の学校等で出前講座を実施。	499,200	×
	補助犬について、啓発イベントを実施。	499,635	×
熊本	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	0	○

・中核市

	内容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載。	未記入	未記入
青森	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布をしている。	0	×
	市ホームページにて「ほじょ犬」マークを掲載している。	0	×
郡山	希望事業所に補助犬同伴ステッカーを配布。	0	○
	市広報に補助犬の記事を掲載。	0	×
いわき	飲食店等の営業許可を審査する部署において、リーフレットやステッカーを配布して啓発を行っている。	0	×
	障がい者週間記念事業の「市障がい者作品展」において、リーフレットやステッカー配布して啓発を行っている。	0	×
	市広報誌において啓発を行っている。	0	×
宇都宮	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布。	0	×
越谷	市内公共施設におけるほじょ犬シールの貼付。	0	×
船橋	保育園等の市管理施設へパンフレットを配布した。	0	×
	障害者就労に係わる研修会実施時に補助犬に係るパンフレットを配布した。	0	×
柏	補助犬をもっと知ってBOOK(厚生労働省)小冊子の紹介。	0	×
	盲導犬付与に関する案内(日本盲導犬協会)ポスターの掲示。	0	×
長野	厚生労働省作成のパンフレット及びステッカーを配布(窓口に常設)。	0	×
	市の広報誌に、補助犬や補助犬法について掲載。	0	×
高槻	高槻市帆ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布しています。	0	×
豊中	9月4日に盲導犬・聴導犬に関する講演会を開催。	10,000	×
枚方	補助犬同伴ステッカーやパンフレット配布(厚生労働省作成)。	0	×
	身体障がい者補助犬使用者募集案内の配布(大阪府作成)。	0	×

東大阪	市で作成している「福祉のしおり」に大阪府の相談窓口を掲載している。	0	×
姫路	文化の日に開催される「ふくしまつり」において社会福祉法人兵庫盲導犬協会に来てもらい、ブース設置とPRを実施。	3,000	×
尼崎	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎（出先含む）や関連機関での掲示など。	-	×
	補助犬についての単独研修会ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている。	-	×
奈良	障害者週間にあわせて、パンフレットなどを配布。	不明	×
和歌山	厚生労働省に「ほじょ犬ポスター」を10部依頼し、和歌山市役所内またはコミュニティーセンターに配布、掲示。	0	×
倉敷	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	-	×
福山	厚生労働省から送付されたパンフレット、「福山ハーネスの会」の発行する理解促進用チラシ等を本庁、支所及び保健所等の窓口に設置。	0	×
	広島県視覚障害者団体連合による盲導犬給付事業に関してラジオにて啓発を行った。	0	×
下関	身体障害者補助犬について、市のホームページに掲載し、山口県のホームページとリンクさせている。	0	×
松山	必要に応じて補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	未記入	×
久留米	毎年12月に市内ライオンズクラブが実施する盲導犬育成街頭キャンペーンにおいて、盲導犬に対する理解啓発と育成のための募金活動を実施している。	-	×
大分	障害者週間に合わせパネル展示を開始時に、厚生労働省のポスター掲示、リーフレット配布。	-	未記入
宮崎	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカー配布。	0	×
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布。	-	○

2017年度：啓発事業実施予定

実施予定あり	60% (40)
実施予定なし	40% (27)

・政令市

	内 容	費用	連携
札幌	補助犬同伴ステッカーの配布。	-	×
	北海道盲導犬協会の主催イベントや活動について、市役所や区役所のホームページ等に適宜掲載。	-	×
さいたま	市のHPやガイドブックに、補助犬について記載。	0	×
	区役所や保健所等にステッカーの掲示とリーフレットの設置。	0	×
千葉	「ほじょ犬マークステッカー」を希望する事業者に対し配布する。	0	×
	千葉幕張メッセライオンズクラブからの盲導犬育成の為の募金活動に関わる依頼を受け、JR千葉駅に対し、募金活動場所（駅前広場）の提供について配慮を求める依頼を行っている。	0	×
	12月3日～9日の障害者週間に合わせて、千葉商工会議所を通して、会員約5100人に対し、「ほじょ犬マークステッカー」「ほじょ犬もっと知ってBOOK」を配布する。	21,000	×
	市政だより平成29年12月号において「ほじょ犬マーク」を含む、障害者関連マークへの理解に資する特集記事を掲載。	0	×
	市政だより平成30年1月号の成年に関する特集記事において「盲導犬」利用者をピックアップした記事を掲載する。	0	×
横浜	補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援。	-	×
	市庁舎での普及啓発、体験イベントの実施【機会があれば実施】。	-	×
	市内医療機関、飲食店頭へ補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布【必要に応じ実施】。	-	×
川崎	9/20～9/26の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにおいて、補助犬デモンストラーションを実施。	未記入	×
相模原	補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布。	0	×
	市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介。	0	×
	障害理解促進事業として実施する「相模原市障害者週間のつどい」において、盲導犬ユーザーの出演者を招聘し、市民に向けた啓発活動を行う。	1,500,000	×

新潟	2016年度と同様に実施する予定。	0	×
静岡	毎年12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、「差別解消法」「補助犬」「車いすマーク」等障害に関する啓発品を来場者（通行者）に配布。	不明	×
	障がい者団体紹介と併せて、「補助犬」等を含む障害に関するパネル展示を実施。	0	×
浜松	市関連施設へのステッカー・パンフレット配布。	未記入	×
	食品衛生協会へのステッカー・パンフレット配布。	未記入	×
	民間企業へのパンフレット配布。	未記入	×
堺	本市発行の障害福祉制度を紹介する冊子「障害福祉のしおり」において、補助犬の貸与に関する項目を掲載している。（平成29年12月発行済み）。	0	×
	堺市立健康福祉プラザ指定管理者が毎年4月に実施している「春のプラザ祭り」の催し物の一つとして盲導犬ふれあいコーナーを設置。（平成29年4月15日実施済み）。	0	×
神戸	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーフレットの配布。	0	×
	イベント等における補助犬に関わる市作成のパネル展示、クリアファイルの配布、厚労省作成のリーフレットの配布。	652,000	×
広島	補助犬同伴ステッカーを希望者に配布。	0	×
福岡	盲導犬について、市内15の学校等で出前講座を実施。	499,200	×
	補助犬について、啓発イベントを実施。	499,635	×
熊本	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	0	○
	熊本市障がい者支援サポーター制度、facebook ページ等を利用した広報。	0	×

・中核市

	内 容	費用	連携
函館	飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	未記入	未記入
	市発行の広報誌等への理解を求める記事の掲載。	未記入	未記入
青森	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布継続。	0	×
郡山	希望事業所に補助犬同伴ステッカーを配布。	0	○
	市広報に補助犬の記事を掲載。	0	×
いわき	飲食店等の営業許可を審査する部署において、リーフレットやステッカーを配布して啓発を行っている。	0	×
	障がい者週間記念事業の「市障がい者作品展」において、リーフレットやステッカー配布して啓発を行っている。	0	×
宇都宮	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布。	0	×
川越	川越商工会議所を通じて補助犬への理解啓発の案内を配布（5200部配布）。	102,000	×
船橋	機会を把握して、適宜パンフレット配布に努める。	0	×
長野	厚生労働省作成のパンフレット及びステッカーを配布(窓口)に常設。	0	×
	市の広報誌に、補助犬や補助犬法について掲載。	0	×
高槻	高槻市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布。	0	×
豊中	12月8日に聴導犬に関する講演会を開催。	30,000	×
枚方	補助犬同伴ステッカーやパンフレット配布(厚生労働省作成)。	0	×
	身体障がい者補助犬使用者募集案内の配布(大阪府作成)。	0	×
東大阪	市で作成している「福祉のしおり」に大阪府の相談窓口を掲載している。	0	×
姫路	文化の日に開催される「ふくしまつり」において社会福祉法人兵庫盲導犬協会に来てもらい、ブース設置とPRを実施。	3,000	×
尼崎	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎（出先含む）や関連機関での掲示など。	-	×
	補助犬についての単独研修会ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている。	-	×
奈良	障害者週間にあわせて、パンフレットなどを配布。	不明	×
倉敷	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	-	×
福山	厚生労働省から送付されたパンフレット、「福山ハーネスの会」の発行する理解促進用チラシ等を本庁、支所及び保健所等の窓口を設置。(実施済)	0	×
下関	飲食店や病院向けに、市の関係窓口でパンフレットを置いてもらうよう依頼。	0	×

高松	旅館や飲食店等に対し、ステッカーやリーフレット(いずれも厚生労働省作成のもの)の配布を行う。	封筒代など	×
松山	必要に応じて補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布。	未記入	×
久留米	毎年12月に市内ライオンズクラブが実施する盲導犬育成街頭キャンペーンにおいて、盲導犬に対する理解啓発と育成のための募金活動を実施している。	-	×
宮崎	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカー配布。	0	×
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布。	-	○

【ニーズ並びに供給体制の把握】

2016年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施	
実施あり	9% (6)
実施なし	91% (61)

・政令市

	内容	費用	連携
名古屋	名古屋市総合リハビリテーションセンターに介助犬、聴導犬の使用を希望する方を対象とした相談窓口を設置している(認定相談事業)。	516,000	×
神戸	兵庫県が行う兵庫県身体障害者補助犬貸付事業について、神戸市の各区役所等で募集を行う。	-	○

・中核市

	内容	費用	連携
尼崎	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することになっている為、市の広報も掲載し、呼びかけている。	-	○
福山	当課は、広島県視覚障害者団体連合会による盲導犬給付事業における市内在住者の申請窓口となっており、希望者の把握を行っている。	0	×
呉	県の盲導犬給付事業の募集(県の視覚障害者団体を通じての盲導犬の需要の把握)。	未記入	○
宮崎	県の障がい福祉課を通じて把握。	0	×

2017年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施予定	
実施予定あり	7% (5)
実施予定なし	93% (62)

・政令市

	内容	費用	連携
神戸	兵庫県が行う兵庫県身体障害者補助犬貸付事業について、神戸市の各区役所等で募集を行う	-	○

・中核市

	内容	費用	連携
尼崎	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することになっている為、市の広報も掲載し、呼びかけている。	-	○
福山	当課は、広島県視覚障害者団体連合会による盲導犬給付事業における市内在住者の申請窓口となっており、希望者の把握を行っている。	0	×
呉	県の盲導犬給付事業の募集(県の視覚障害者団体を通じての盲導犬の需要の把握)。	未記入	○
宮崎	県の障がい福祉課を通じて把握。	0	×

【連携体制】

2017年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	1% (1)
実施なし	99% (66)

・政令市

該当なし

・中核市

	内 容	費用	連携
呉	県及び県内他都市との補助犬に関わる相談苦情の情報交換。	未記入	○

2017年度：連携体制の取り組み実施予定	
実施予定あり	3% (2)
実施予定なし	97% (65)

・政令市

該当なし

・中核市

	内 容	費用	連携
船橋	障害者差別解消支援地域協議会を設立し、差別に係る相談事例への対応について情報を共有し、検討している。補助犬の受け入れ拒否等の相談についても取り扱っている。	0	×
呉	県及び県内他都市との補助犬に関わる相談苦情の情報交換。	未記入	○

相談・問い合わせ

5. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？ 2015年度報告書では項目6。

はい	76% (51)
いいえ	24% (16)

6. 平成28年度（2016年度）に補助犬に関する相談・苦情はありましたか？ 2015年度報告書では項目4。

	あった	なかった
盲導犬	40% (27)	60% (40)
介助犬	10% (7)	90% (60)
聴導犬	6% (4)	94% (63)

6-1. 補助犬に関する問い合わせ状況について、誰から、どのような内容の問い合わせがありましたか。

注) 盲導犬と介助犬の回答で「数件」と記載されていた都市については、表中で「+α」とした。

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
訓練事業者に関する紹介や相談	0	1	0	0	0	0	4
資料請求	1	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	1+α	0	0	1	3	3	0
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	28	0	0	0	1	0	6
その他の苦情	2	0	0	2	0	0	2
計	32+α	1	0	3	4	3	12

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
訓練事業者に関する紹介や相談	0	3	0	0	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	0	2	1	0	2	1	0
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	1	0	0	0	1	0	0
その他の苦情	0	0	0	0	0	1	0
計	1	5	1	0	3	2	0

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
訓練事業者に関する紹介や相談	0	0	0	1	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	0	1	0	0	0	1	0
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	1	0	0	0	0	0	0
その他の苦情	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	1	0	1	0

6-2. 補助犬に関する問い合わせの具体的な内容について 2015 年度報告書では政令市・中核市毎に具体的内容を掲載した。

1) 盲導犬

【盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談】

政令指定都市

相談者	内 容	対 応
補助犬 希望者	給付申請の申し出があった。	九州盲導犬協会を紹介した。その後の経過については不明。
その他	盲導犬やユーザーの派遣等について相談があった(2件)。(教育関係者)	日本盲導犬協会神奈川訓練センターを紹介した。

中核市

相談者	内 容	対 応
その他	県職員が盲導犬管理者に面接する際に同席した。	

【その他問い合わせ】

政令指定都市

相談者	内 容	対 応
補助犬 使用者	使用者および訓練事業者より、市の身体障害者補助犬定期健診等事業にかかる問い合わせ、連絡調整等。	
訓練 事業者	市民から訓練事業者に対して、「やせ細っている盲導犬を見かけたが、どこに連絡すればよいか」との問い合わせがあった。それを受け、訓練事業者より市に対してどのように対応すべきか相談があった。	市民からの問い合わせが貸与についてであれば、県障害者支援課が、動物愛護についてであれば市生活衛生課が窓口となることを訓練事業者に回答した。
一般市民	盲導犬の使用者が、盲導犬の世話をきちんとしていない人がいるとの連絡。(使用者・相談者共に匿名)	県へ報告し、関係機関へ情報提供を行った。

中核市

相談者	内容	対応
受け入れ事業者	医療機関で盲導犬を院内で受け入れたいと思っているところ、院内研修等をどのようにすればよいか。	医療機関向けリーフレットと、入り口掲示用ステッカーを送付した。また、福山ハーネスの会に相談したところ、医療機関に電話をしてくれることになった。
	ほじょ犬のステッカーが欲しい(水族館、医師会)。	ほじょ犬ステッカーとリーフレットを送付した。(必要枚数)
一般市民	マンションの管理人から、盲導犬のユーザーは狂犬病の予防注射の際は、ユーザーが受診に連れて行って、帰ってくるのか。いま現在、マンションに盲導犬のユーザーはいないが、規約に定めないといけないので教えてほしい。	ユーザー自身が管理して、年に一度連れていく、と回答。
	盲導犬の代替え申請の問い合わせ。	都道府県の申請窓口を案内した。

【盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談】

政令指定都市

相談者	内容	対応
補助犬使用者	市文化施設において、盲導犬同伴の受け入れ拒否があった。	施設長に連絡し適切な対応を求めた。盲導犬同伴の受け入れ拒否があったこと、このようなことが二度とないよう、市内全施設に文書で通知した。補助犬法啓発リーフレットの職員への供覧と施設入り口のほじょ犬ステッカー貼付（古くなった物の貼り替え含む）を依頼。
	飲食店において受け入れ拒否があった。	・該当飲食店に、補助犬についての説明。 ・食品衛生教会を通じて、協会加入の飲食店にパンフレットやステッカーの配布を行い、啓発。
	飲食店にて盲導犬同伴を拒否された。	電話にて事実確認および受け入れ要請。後日、積極的に受け入れたいとのことでステッカーを渡す。
	診療所（精神科）での同伴拒否。	診療所院長宛に、文書と電話で事実関係を照会、対応の改善を求めた。
	市内の飲食店での受け入れ拒否に関する相談があった。	当該店舗へ連絡して聞き取りを行い、障害者差別解消法を踏まえたうえで適切な対応を行うように説明し、店舗側も了承した。その後、当該ユーザーが店舗へ行った際には適切に対応してもらえたとの報告があった。
	飲食店において、盲導犬同伴の受け入れ拒否があった。	飲食店へ出向き、店主に補助犬法について説明し、補助犬同伴の受け入れについての理解を得た（ステッカー貼付を依頼）。
	盲導犬利用者が飲食店の利用を断られた。店に対し指導してほしい。	飲食店代表者へ、身体障害者差補助犬法により受け入れ義務がある旨を説明した。店側からは職員研修を実施し、今後は断ることがないよう指導するとの返答があった。
受け入れ事業者	市内医療機関より、補助犬ユーザーが来院した場合の受け入れ対応に関する相談があった。	補助犬の受け入れについて厚労省に確認し、原則医療機関には補助犬の受け入れ義務があり、アレルギー患者や喘息患者がいるなどの事情がある場合にも、別室対応や事前予約、導線を分けるなどの対応を行い、対応方法について院内掲示やHPに掲載するなどして、患者へ事前に伝えることが必要である旨を当該医療機関へ回答した。また、市医師会に対し、補助犬受け入れについて各医療機関への周知を依頼した。
その他	職場での受け入れについての相談。	受け入れの趣旨を説明し、使用者本人との話し合いを提案した。

中核市

相談者	内 容	対 応
	飲食店に予約の連絡をしたが、盲導犬を理由に予約拒否されたという相談があった。	該当飲食店を訪問し、補助犬法における受け入れ義務について説明をした。
	盲導犬と同伴で飲食店へ入店したところ拒否された。	店舗に連絡。盲導犬への対応方法や差別解消法等について説明したところ理解していただいた。今後について、社員研修等を行い適切に対応する旨の回答があった。
	飲食店における入店拒否の相談 2件。	身体障害者補助犬法について説明し、入店拒否をしないよう指導及び協力を依頼した。
	視覚障害者の女性が家族と飲食店を訪れたところ、盲導犬の受入れを拒否された。店は満席だった訳ではなく、店員からは「今まで入れた事がないから」と説明された。	①事実確認について：管理職、担当職員が飲食店を訪問。 ②断った理由について：補助犬については知っているが、店内が狭く、犬を待たせておくスペースがない。他のお客様もいたため、仕方がなかった。本部の方針なので、これ以上のことは、本部に直接連絡してほしいとのこと。 ③訪問後の対応として ほじょ犬のパンフレットとシールを渡し、理解を求めたが、スペースの問題で難色を示された。今後の受入れについても対応して貰えない可能性がある。今後、同じ飲食店で受け入れ拒否があったとの報告を受けた場合は、本部への働きかけを行う。
	宿泊施設における宿泊(予約)拒否の相談 1件。	身体障害者補助犬法については理解の上で、事情を説明の上お断りしたとのことであったので、障害者差別解消法の趣旨を説明し、今後協力を要請した。
補助犬使用者	盲導犬利用者が盲導犬同伴の下、飲食店を利用した際に、従業員より受けた対応に不快を覚えたもの。飲食中に席の移動を求められ、理由を尋ねると「犬がいるこにより他のお客様との問題が生じることを恐れたため」とのこと。盲導犬が問題を起すと思われたこと自体に不快感を覚えたとのこと。	当該飲食店へ相談があった旨を報告したところ、相談者の主張に理解の姿勢を見せ、謝意を示す。相談者は飲食店からの直接の謝罪を求めなかったため、今後同様な対応が無いよう注意喚起を行って対応終了。(身体障害者補助犬法については既知であった)
	盲導犬使用者が盲導犬同伴の下、タクシーを利用したところ、「犬は乗せられない」との理由から乗車を拒否されたとのこと。	当該タクシー会社へ相談があった旨を報告し、状況確認を実施。同社に対して身体障害者補助犬法及び差別解消法に係る説明を行い、同社が実施している研修に両法の内容を盛り込んでもらうよう依頼した。
	盲導犬利用者が盲導犬同伴の下、温浴施設を利用しようと試みたところ、当該施設従業員より、盲導犬の同伴を拒否されたもの。	当該温浴施設へ対し身体障害者補助犬法の趣旨説明を行った上で、現在も補助犬の受入義務等について粘り強く理解を求めいる。(対応継続中)
	病院に補助犬の同伴について尋ねたところ、同伴を拒否された。差別であり、補助犬を同伴できるよう対応を求めるといふ相談があった。	病院の対応を確認し、法の趣旨や他の病院の情報を伝え、調整を行った。病院は補助犬受入れについて対応を行った。
	知人の盲導犬ユーザーが同伴拒否にあった。	補助犬を連れした障害者を目にした職員がいなかったことから、再度確認したところ、駐車場にいた人に建物の中に犬を同伴できないと言われたとのこと、今後補助犬受入れについて周知することをご理解いただいた。
	施設のHPを見たが、個室や共用の部屋への補助犬の受け入れはできるのか。	個室については面談のみの場合、受け入れは可能である。共用の部屋には他の利用者の状況による。所定の場所での面談は可能であると回答した。
	奈良県障害福祉課経由で相談があった案件。定期的に病院で検査を受けているが、以前は検査室の前まで盲導犬と一緒にいき、検査中は室外で待機していたが、先日の検査では受付の時点で盲導犬と離された。理由を聞くと、体制の変更だとのことだが、本来盲導犬とは一緒に行動するものであるため、元の体制に戻してほしいとのこと。	奈良県で相談を受けた案件であるため、奈良県から対象医療機関へ制度周知の連絡を入れた。
	盲導犬の案内で通院したいため、自宅近くの歯科が良いのだが、盲導犬同伴を拒否された。	補助犬法ではやむを得ない場合を除き同伴を拒むことができないこと、また、障害者差別解消法でも禁止されている旨を説明したが、外科的手術を行っているため、同伴は駐車場までとし、駐車

補助犬 使用者		場からはスタッフが対応する体制をとっているとのこと。そこで相談者の近所にある別の歯科に盲導犬の受入れを問い合わせたところ、「処置室まで同伴可能。処置中は患者様の横で待機してもらえる」とのことだったので、その旨を相談者に情報提供。本件について、歯科医師会に報告し、補助犬の受入れについて周知啓発について相談したところ、歯科医師会の月報の送付の際に医療機関向けリーフレット、入口掲示用ステッカー、障害者差別解消法リーフレット(福山市作成)を同封してもらえることになった。
	飲食店に入ろうとした際に、盲導犬の入店を拒否されたので、市から注意してほしい。(同様の内容が他1件)	入店拒否をした店舗に電話連絡を行い、事業の趣旨や法的根拠を説明し、以後拒否を行わないという承諾を得た。
	盲導犬同伴者からタクシーの乗車拒否に対する相談があった。	該当の事業者へ、補助犬法における受け入れ義務について説明をした。事業者に理解していただき、従業員への補助犬法の周知を依頼した。
その他	地域相談員が盲導犬の同伴を拒否されたとの報告を受けた。(4件)	地域相談員が傾聴した。

【盲導犬に関するその他の苦情】

政令指定都市

相談者	内容	対応
補助犬 使用者	市内飲食店において、補助犬同伴の受け入れ拒否にあったとの連絡を日本盲導犬協会や埼玉県を通して受けた。 訓練事業者への苦情。	店舗名は明かされなかったため、市内の飲食店業者への周知を図る目的で保健所にポスターやリーフレットを設置した。 訓練事業者宛に、電話で苦情内容を伝え、聞き取りを行った。
訓練 事業者	盲導犬の訓練事業者宛に、本市でのイベント会場において盲導犬ユーザーの同伴者による盲導犬への暴行を目撃したという情報が複数寄せられた。訓練事業者は盲導犬施設連合会へ情報提供し、連合会所属の育成団体(8団体)に該当ユーザーがいないか確認したが、該当なしだった。	本市では、訓練事業者からの左記報告を受け、身体障害者補助犬育成事業の実施主体である県への情報提供を行うと共に、本市の補助犬育成費助成対象者全員に対し、補助犬の適正な取り扱いについて通知を行った。
その他	集合住宅内での盲導犬利用者への苦情(盲導犬の排便や毛の処理等)に対する相談があった。(住宅供給公社)	相談を受けて、川崎市視覚障害者情報文化センターや日本盲導犬協会へ連絡し、自治会や苦情申立人へ聞き取りを行い、対応策を検討した。

中核市

相談者	内容	対応
その他	盲導犬の利用者が電車のホームで携帯を見ながら歩くなど危険な歩き方をしていたのを目撃したので注意してほしいと苦情があった。	関係機関への聞き取りを行い利用者の特定を試みたが、特定するには至らなかった。

2) 介助犬

【介助犬訓練事業者に関する紹介や相談】

政令指定都市

相談者	内容	対応
補助犬 希望者	3件の相談。	すべて相談を受け付け、面談(専門相談)対応した。このうち2件は総合評価、認定審査を行った。残りの1件は専門相談後、今後について相談中。

【その他問い合わせ】

政令指定都市

相談者	内容	対応
補助犬希望者	介助犬貸与準備中だが、介助犬使用に関する補助制度はあるか？	本市では特段の制度がないことを説明。
障害者 家族	介助犬利用に関する問い合わせがあった。内容としては、対象の障害者は、家族と同居しており、家族が本人を介助している。今後、家族と別居し、単身で生活をする上で、介助犬を入れることにより、本人の自立につながるのではないかと相談。	状況の聞き取りを実施。必要に応じて今後の支援につなげる。
受け入れ事業者	路線バス営業所から、犬を同伴して乗車しようとした乗客がいたとの相談があった。乗客の主張は「介助犬だから」とのことだったが、犬を抱いて乗車しようとしていたこともあり、運転手が介助犬かどうかの判断がつかなかったとのこと。今後こうしたケースがあった際、補助犬ユーザーかどうか判断する為の証明書等はあるのか。また、提示を求めることはできるか。	身体障害者補助犬法第12条に定めのあるとおり、身体障害者補助犬は犬種、認定番号等が記載された表示をつけている。また、補助犬使用者は補助犬認定証等の書類を携帯し、関係者の請求があった際には提示しなければならないと定めている為、今後同様のケースがあった際には提示を求め、適切に判断いただくよう、回答。

中核市

相談者	内容	対応
補助犬希望者	平成29年度東京都身体障害者補助犬給付事業にて介助犬の給付希望。	本人から申請に必要な書類の提出を受け、都へ進達した。
一般市民	介助犬の相談先を知りたい。	日本介助犬協会を紹介。

【介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談】

中核市

相談者	内容	対応
補助犬使用者	介助犬使用者が介助犬同伴の下、飲食店を利用しようと試みたところ、従業員より介助犬の同伴を拒否されたもの。	当該飲食店へ対し身体障害者補助犬の趣旨説明を行った上で、補助犬の受け入れについて理解を求めた。その後、当該飲食店について受入の協力等がみられるようになった。
受け入れ事業者	飲食店で介助犬の同伴を受け入れたが、いかなる状況でも拒めないのか。	飲食店は介助犬を受け入れる施設とされているが、犬が苦手なお客様がいたりし、どうしても困難な場合は、事情を説明し、理解いただくことを助言した。

【介助犬に関するその他の苦情】

政令指定都市

相談者	内容	対応
一般市民	未就学児も介助犬利用を検討して欲しい	ご意見として承りました、と回答。ただし、未就学児は成長の過程であること、介助犬の利用者として介助犬を安全に管理、飼育できるかが課題となってくることをご説明した。

3) 聴導犬

【聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談】

政令指定都市

相談者	内容	対応
訓練事業者	聴導犬利用の訓練事業者から2頭目の相談。	相談、面談（専門相談）対応した。

【その他問い合わせ】

政令指定都市

相談者	内容	対応
一般市民	飼い犬をしつけるので、区役所で聴導犬として認定して欲しい。	法における認定制度を説明。

中核市

相談者	内容	対応
補助犬希望者	平成29年度東京都身体障害者補助犬給付事業にて聴導犬の給付希望。	本人から申請に必要な書類の提出を受け、都へ進達した。

【聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談】

政令指定都市

相談者	内容	対応
補助犬使用者	市営バスや市営地下鉄での同伴乗車の拒否や、乗車時の介助拒否、市内事業者や市職員の聴導犬に対する理解不足について聴導犬ユーザーより相談があった。	相談者に対し、市営バスや市営地下鉄において補助犬同伴乗車が可能であることを回答すると共に、改めて補助犬および補助犬ユーザーへの対応について、交通局職員に周知した。また、全職員対象の研修資料に盛り込み更新した。

7. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発活動を行っていますか 2015年度報告書では項目5。

あり	55% (37)
なし	45% (30)

政令指定都市

	内容
札幌	市の公式ホームページや障がい福祉課作成のガイドブック等に、盲導犬に関する問い合わせ先（北海道盲導犬協会）を掲示。
仙台	イベント等でチラシなどを設置している。
さいたま	市のHPやガイドブックに補助犬について掲載。
千葉	本市障害者自立支援課のホームページ上にて、「ほじょ犬マーク」について案内。本市ホームページの「よくある質問と回答」において、補助犬給付に関する申請先等を案内。
横浜	市ホームページ、障害福祉の案内冊子等に掲載。
川崎	市ホームページ及び視で作成している障害福祉全般の案内冊子への掲載を行い、周知している。
相模原	障害者向け冊子「障害のある方のための福祉のしおり」誌面および、市ホームページに相談窓口等の情報を掲載。
新潟	市ホームページに補助犬法の啓発及び補助犬同伴の受け入れについて理解を求める記事を掲載している。

名古屋	名古屋市内にお住まいの障害のある方やその家族や関係者向けに福祉サービスの概要を紹介する当課発行の「障害者福祉のしおり」に補助犬の相談窓口を相談内容別に掲載しています。媒体は、冊子版、点字版、DAISY版およびウェブサイト「ウエルネットなごや」があります。
大阪	本市ホームページに掲載して周知。
堺	本市発行の障害福祉制度を紹介する冊子「障害福祉のしおり」において、補助犬貸与に関する項目を掲載している。
広島	・窓口で補助犬に関するリーフレットを置いている。 ・希望者に補助犬を紹介するDVDを貸し出している。
北九州	・市HPへの掲載。 ・当課発行の「障害者の福祉ガイド」への掲載。
福岡	市の障がい福祉ガイドに補助犬相談窓口を掲載している。

中核市

	内 容
函館	市民あてに配布している広報誌等。
秋田	受け入れ相談窓口の設置について、市HPに掲載しております。
いわき	障がい福祉制度をまとめた「くらしのおてつだい」という冊子、及びホームページにて啓発を行っている。
前橋	毎年、市広報誌での普及啓発を行っています。
越谷	「越谷市の障害者福祉ガイド」を発行し、その中で身体障害者補助犬相談口があることを周知している。
八王子	障害者福祉課が市民向けに作成している障害者の手当てやサービス等を紹介する冊子「福祉のしおり」において、補助犬の苦情相談窓口の情報を掲載している。
富山	・富山市ホームページにおいて、障害者補助犬法に関する周知・広報を行っている。 ・障害者差別解消法について出前講座の依頼があった際、その一環として補助犬に関する紹介を行い理解・関心を深める啓発を行っている。 ・富山市障害者差別解消法支援協議会において情報提供を行った。
長野	市の広報誌に、補助犬や補助犬法について掲載。
岐阜	補助犬の普及啓発のため、ポスター等の掲示。
豊田	リーフレットの掲示。
高槻	高槻市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布しています。
姫路	身体障害者協会窓口に県より受領の「兵庫県身体障害者補助犬貸付希望者募集」の案内を設置してもらい、普及啓発を行っている。
西宮	年に1回、県が実施する補助犬利用希望者募集の際に、市の広報誌に募集記事を掲載。
奈良	障害者週間にあわせて、パンフレットなどを配布。
福山	設問3(3)の通り
呉	視覚障害者団体及び社会福祉協議会を通しての一般市民への補助犬業務の周知を行っている。
下関	身体障害者補助犬について、市のホームページに掲載し、山口県のホームページとリンクさせている。また、厚生労働省作成のパンフレットにも問い合わせ先として障害者支援課の課名と電話番号を追記している。
高松	本市ホームページに補助犬の相談窓口について掲載している。
長崎	障害者への支援事業等が記載された「福祉のしおり」(冊子・ホームページにデータを公開中)に掲載している。
佐世保	中核市へ移行する際、ホームページに掲載。
大分	市のホームページにて、補助犬相談窓口の概要、連絡先等について掲載している。
宮崎	宮崎市広報にて、補助犬給付の案内を随時行っている。
鹿児島	ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布。

8. 「身体障害者補助犬法」等に関するご意見や、国に対する要望、質問等 平成15年度報告書では項目8。

政令指定都市

意 見	
横浜	医療機関、飲食店頭に対して、補助犬受入れについての理解、啓発を更に力を入れる必要があるように思います。また、各自治体の担当者が情報収集や情報交換等ができる場（会議、セミナー等）があれば良いと思います。
大阪	補助犬の普及・啓発は地域を限った課題ではないので、引き続き全国的な広報活動を望みます。特に、近年、聴導犬の拒否事例が見受けられ、外見からは聴覚障害と分かりにくい為に理解が進まないことも考えられることから、聴導犬に関する積極的な広報活動の必要性を感じています。

中核市

意 見	
いわき	身体障害者補助犬、及び関連する障害者差別解消法の啓発について、市町村で実施している啓発活動に加え、TV等のマスメディアを活用した全国統一的な取組み強化を行うと、身体障害者補助犬の普及促進に効果的かと思えます。
高槻	社会的認知度は低く、駅や大型店舗などにもポスターやパンフレットを設置し、多くの方の目に触れるようにしたり、マスメディア等で広く周知し、補助犬に関する啓蒙活動をより一層行っていく必要があると思われま

2016（H28）年度 補助犬育成促進事業実施実態調査結果（グラフ）

図1. 盲導犬・介助犬・聴導犬 過去10年間にに関する希望相談の有無：都道府県：（2007～2016年度）

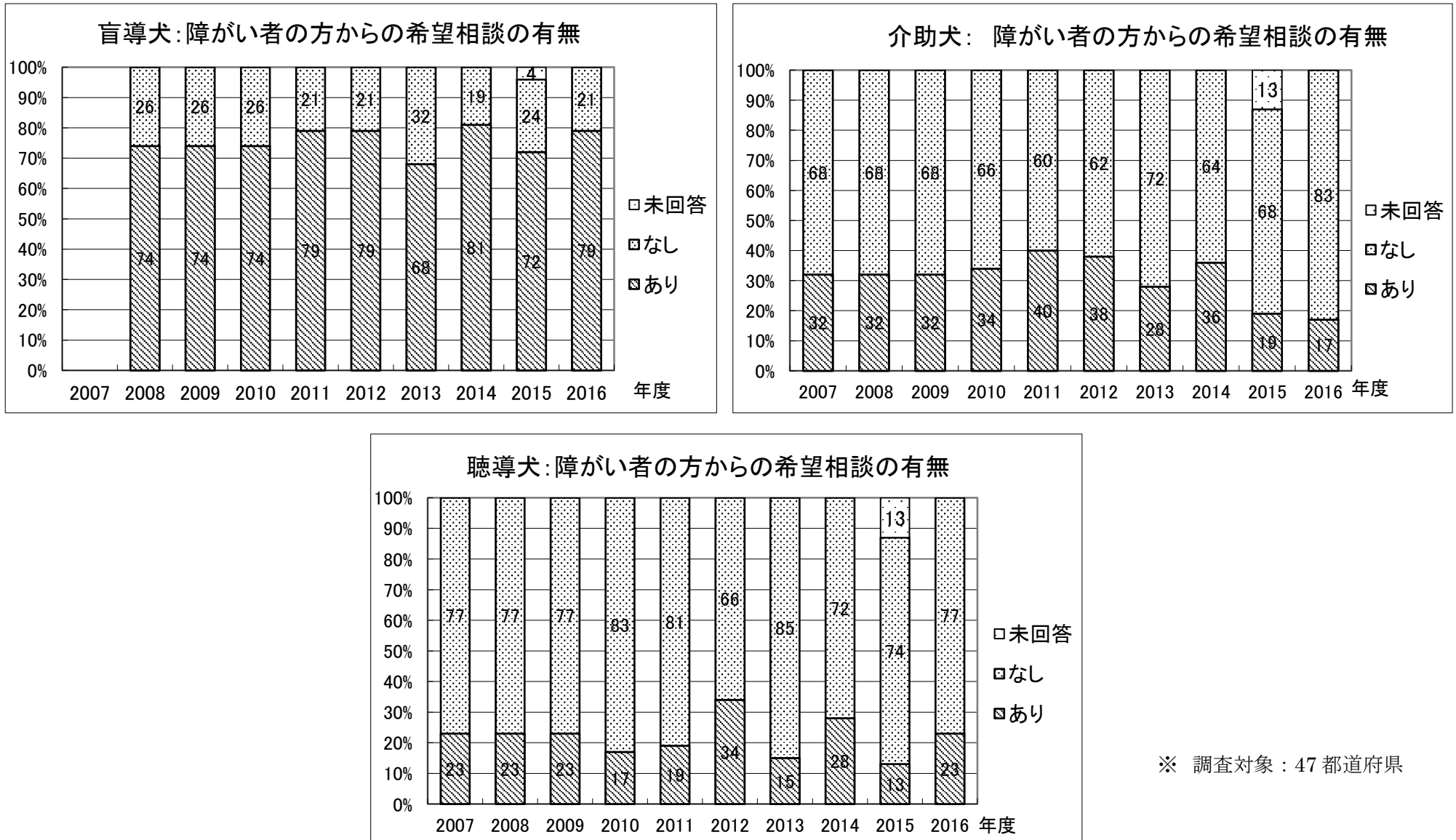


図2. 2016（H28）年度 身体障害者補助犬育成促進事業助成金

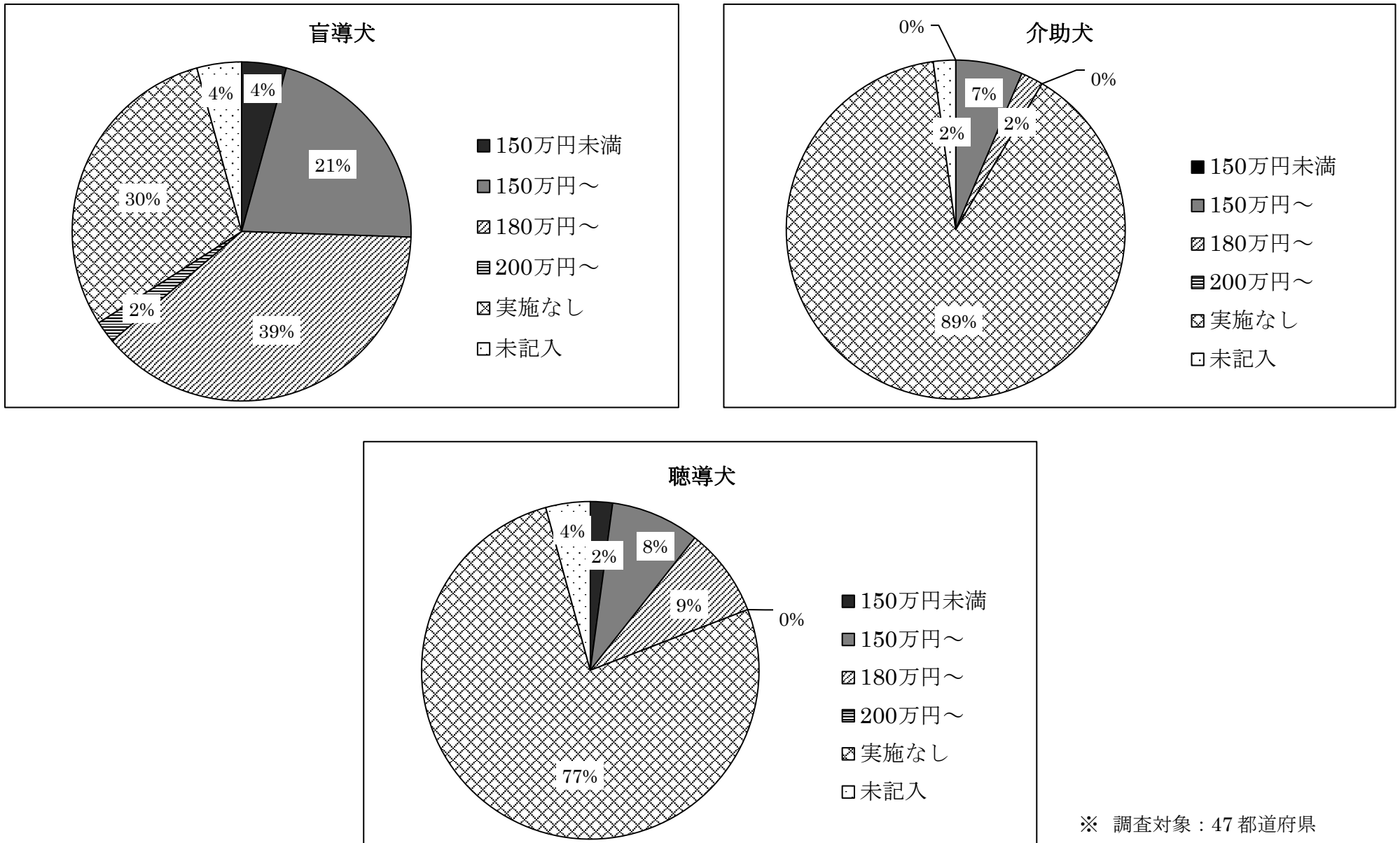
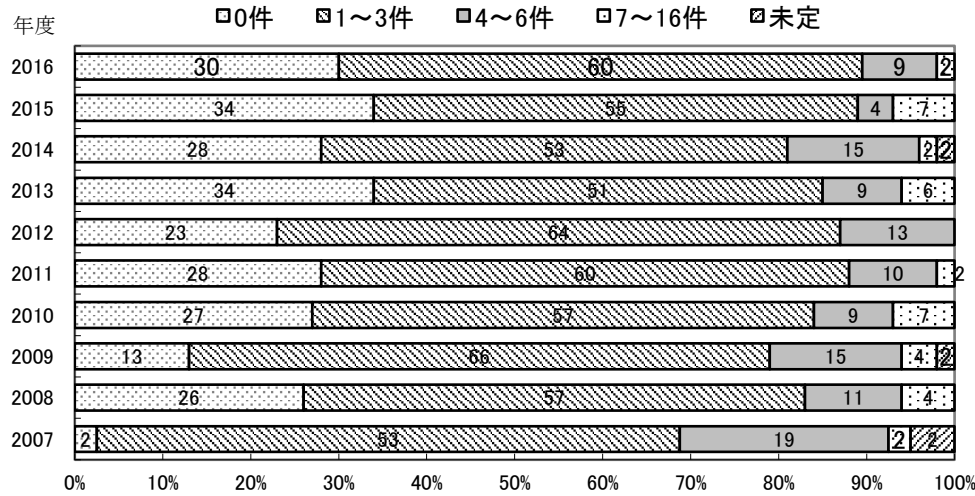
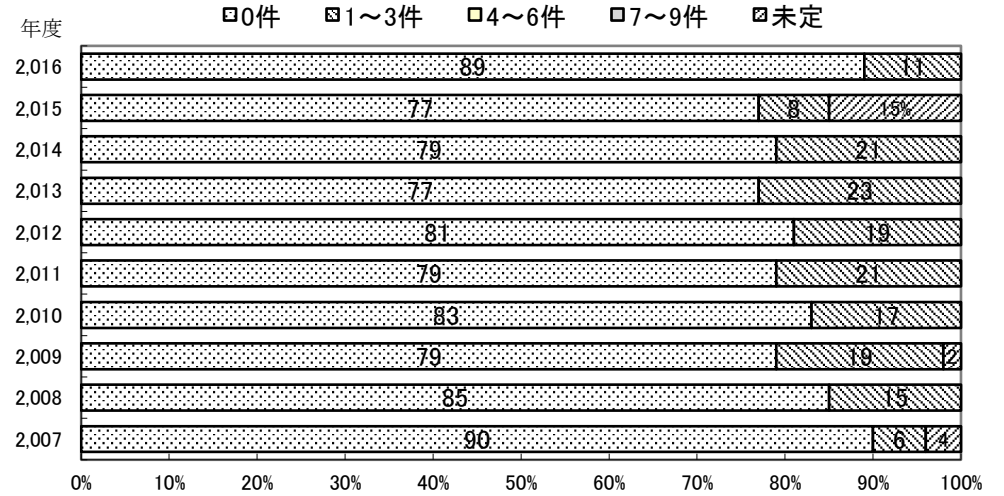


図3. 2007～2016（H19～H28）年度の補助犬育成促進事業実施件数

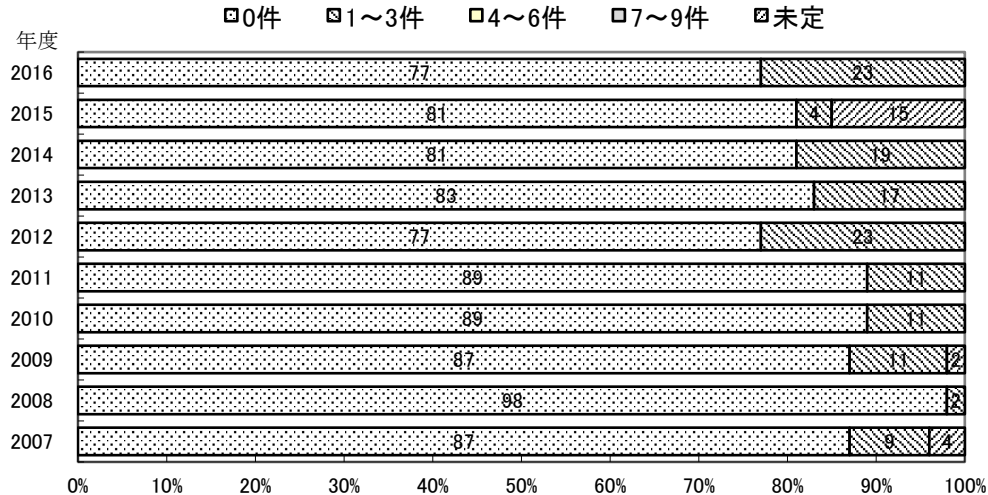
盲導犬実施件数



介助犬実施件数



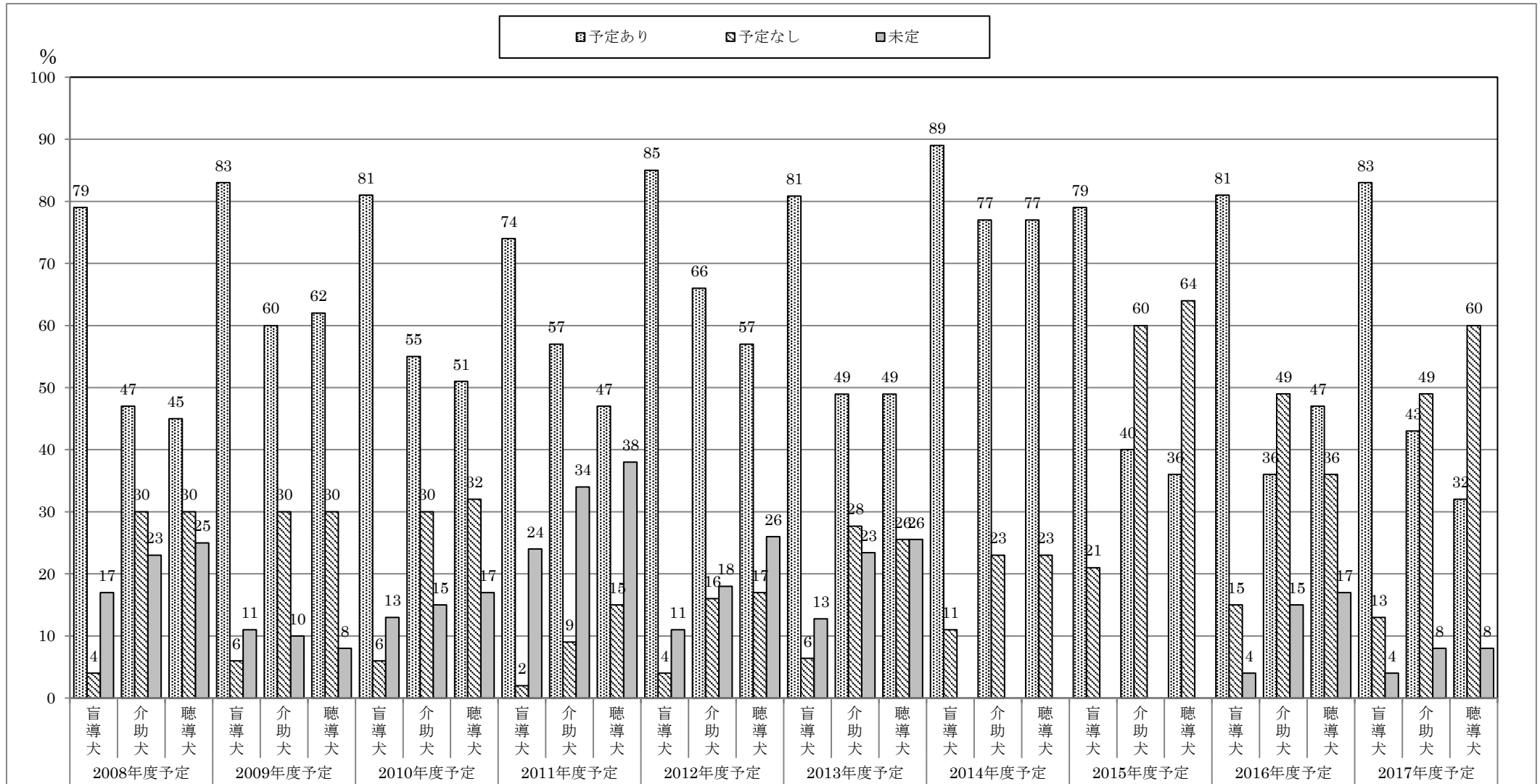
聴導犬実施件数



※ 調査対象：47都道府県

図4. 来年度（2017年度）に補助犬育成事業の実施予定はありますか？

次年度における補助犬育成尾除事業の実施予定



*1：補助犬種に関わらず「実施予定あり」の都道府県；2016年度で32%（15）、2017年度で23%（11）であった。

*2：2016年度実施予定で「未定」の都道府県；盲導犬4%（2）、介助犬15%（7）、聴導犬17%（8）。そのうち「回答無し」は介助犬介助犬3・聴導犬4であった。

*3：2017年度実施予定で「未定」の都道府県；盲導犬4%（2）、介助犬8%（4）、聴導犬8%（4）。そのうち「回答無し」はなかった。

表 1. 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出 状況

	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	事業者名	届出日	事業者名	届出日	事業者名	届出日
北海道	(公財)北海道盲導犬協会	H13.4.1				
青森						
岩手						
宮城	(公財)日本盲導犬協会仙台訓練センター	H.21.7.17				
秋田						
山形						
福島						
茨城	(一財)全国盲導犬協会	不明	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	不明	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	不明
栃木	(公財)東日本盲導犬協会	H5.5.12				
群馬						
埼玉					(一社)日本聴導犬推進協会	H.27.5.29
千葉			(社福)千葉県身体障害者福祉事業団 (特非)千葉介助犬協会	H.17.4.15 H.28.10.7		
東京	(公財)アイメイト協会					
神奈川	(公財)日本盲導犬神奈川訓練センター		横浜市総合リハビリテーションセンター	H.15.5.6	(特非)ウェルフェアポート湘南	H.15.4.1
	(公財)日本補助犬協会横浜訓練センター		(公財)日本補助犬協会	H.15.8.4	(特非)聴導犬育成の会	H.15.4.2
	横浜市総合リハビリテーションセンター		(社福)日本介助犬協会	H.15.8.25	横浜市総合リハビリテーションセンター	H.15.5.6
			(社福)アジアワーキングドッグサポート協会 (特非)ウェルフェアポート湘南	H.15.9.29 H.16.4.1	(社福)アジアワーキングドッグサポート協会 (公財)日本補助犬協会	H.15.9.29 H.16.1.28
新潟						
富山						
石川						
福井						
山梨			(社福)日本介助犬福祉協会	H.17.8.12	(社福)日本介助犬福祉協会	H.17.8.12
長野			(社福)日本聴導犬協会	H.15.9.8	(社福)日本聴導犬協会	H.15.9.8
岐阜			(特非)日本動物介護センター	H.22.9.16		
静岡	(公財)日本盲導犬協会	H18.10.1				
愛知	(社福)中部盲導犬協会	不明	介助犬総合訓練センターシンシアの丘 (社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	H.21.3.26 不明	(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明
三重						
滋賀					滋賀県聴覚障害者福祉協会	H.27.3.11
京都	(公財)関西盲導犬協会	S.62.4.28	(特非)京都ケアドッグステーション 京都介助犬トレーニングセンター 京都アシスタントドッグ育成協会	H.16.1.9 H.16.10.21 H.18.9.28	(特非)京都ケアドッグステーション 京都介助犬トレーニングセンター	H.16.1.9 H.16.10.21
大阪	(社福)日本ライトハウス	H.13.4.2				
兵庫	(社福)兵庫盲導犬協会	不明	(社福)兵庫県社会福祉事業団 (社福)兵庫盲導犬協会 (特非)兵庫介助犬協会	不明 不明 不明	(社福)兵庫県社会福祉事業団 (社福)兵庫盲導犬協会	不明 不明
奈良			日本サポートドッグ協会 (特非)近畿介助犬訓練所	H.15.11.21 不明	日本サポートドッグ協会	H.15.11.21
和歌山						
鳥取						
島根	(公財)日本盲導犬協会島根あさひ訓練センター	H20.10.1				
岡山						
広島						
山口						
徳島					(特非)ボランティアドッグ育成センター	H.16.4.1
香川						
愛媛			えひめドッグスクール Dog for Life Japan	H.21.12.9 H.24.10.1	Dog for Life Japan	H.24.10.1
高知						
福岡	(公財)九州盲導犬協会	H21.10.30	(特非)九州補助犬協会	H.18.9.22	(特非)九州補助犬協会	H.18.9.22
佐賀						
長崎					聴導犬育成協会	H.15.4.1
熊本			(特非)介助犬協会キスマット	H.21.6.1		
大分						
宮崎						
鹿児島					(特非)Earth Angel Dog	H.16.9.14
沖縄						

※最新の届出状況に関しましては、厚労省 HP 内のほじょ犬情報ページをご参照くださいませ。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/b01.html>

表 2. 2016 (H28) 年度 補助犬育成事業 実施件数・助成額 (都道府県別)

	盲導犬			介助犬			聴導犬		
	実施有無	件数	助成額	実施有無	件数	助成額	実施有無	件数	助成額
北海道	○	4	1,800,000		0	0		0	0
青森県	○	1	1,984,500		0	0		0	0
岩手県		0	0		0	0		0	0
宮城県	○	1	1,500,000		0	0		0	0
秋田県	○	1	1,500,000	○	1	1,500,000		0	0
山形県		0	0		0	0		0	0
福島県	○	1	1,500,000		0	0		0	0
茨城県	○	2	1,984,000		0	0		0	0
栃木県	○	1	1,600,000	○	1	1,600,000		0	0
群馬県	○	1	1,782,000		0	0		0	0
埼玉県	○	6	1,984,500		0	0	○	1	1,501,500
千葉県	○	1	1,984,500		0	0		0	0
東京都	○	16	未記入	○	1	未記入	○	1	未記入
神奈川県	○	1	1,910,520		0	0	○	2	1,470,000
新潟県		0	0		0	0	○	2	1,890,000
富山県	○	1	600,000		0	0		0	0
石川県	○	1	1,890,000		0	0	○	1	1,890,000
福井県		0	0		0	0		0	0
山梨県	○	2	1,686,050		0	0		0	0
長野県	○	4	1,944,000		0	0		0	0
岐阜県		0	0		0	0		0	0
静岡県	○	4	未記入		0	0	○	1	未記入
愛知県	○	2	1,000,896		0	0		0	0
三重県		0	0	○	1	1,500,000		0	0
滋賀県	○	1	1,500,000		0	0	○	1	1,500,000
京都府	○	1	1,500,000		0	0		0	0
大阪府	○	3	1,728,000		0	0	○	1	1,620,000
兵庫県	○	2	1,890,000		0	0		0	0
奈良県	○	2	1,890,000		0	0	○	1	1,500,000
和歌山県		0	0		0	0	○	1	1,944,000
鳥取県		0	0		0	0		0	0
島根県	○	1	1,890,000		0	0		0	0
岡山県	○	1	1,944,000	○	1	1,944,000		0	0
広島県	○	3	1,944,000		0	0		0	0
山口県	○	2	1,890,000		0	0		0	0
徳島県	○	1	1,944,000		0	0		0	0
香川県	○	1	1,944,000		0	0		0	0
愛媛県		0	0		0	0	○	1	1,800,000
高知県		0	0		0	0		0	0
福岡県		0	0		0	0		0	0
佐賀県		0	0		0	0		0	0
長崎県	○	1	1,530,000		0	0		0	0
熊本県		0	0		0	0		0	0
大分県	○	1	1,890,000		0	0		0	0
宮崎県		0	0		0	0		0	0
鹿児島県	○	3	1,890,000		0	0		0	0
沖縄県	○	1	2,000,000		0	0		0	0
合計	33/47	74件		5/47	5件		11/47	13件	

表 3. 2017 (H29) 年度 補助犬育成促進事業の実施予定件数・予定額 (都道府県別)

	補助犬種類に関わらず			盲導犬			介助犬			聴導犬		
	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額
北海道		0	0	○	3	1,800,000	○	1	1,800,000		0	0
青森県		0	0	○	1	1,984,500		0	0		0	0
岩手県		0	0		0	0		0	0		0	0
宮城県	○	総額 300 万円を頭割り (1 頭は 150 万まで)										
秋田県		0	0	○	2	1,500,000		0	0		0	0
山形県	○	1	1,830,000									
福島県	○	1	1,500,000									
茨城県		0	0	○	1	1,985,000		0	0		0	0
栃木県	○	2	1,600,000									
群馬県		0	0	○	1	1,782,000	○	1	1,782,000		0	0
埼玉県				○	7	1,984,500		未定			未定	
千葉県	○	1	2,144,000									
東京都				○	9	未記入	○	1	未記入	○	2	未記入
神奈川県		0	0	○	3	1,910,800	○	1	1,650,000	○	1	1,470,000
新潟県		0	0	○	3	1,890,000		0	0		0	0
富山県		0	0	○	1	600,000		0	0		0	0
石川県		0	0	○	1	1,890,000		0	0		0	0
福井県		0	0		0	0		0	0		0	0
山梨県		0	0	○	2	1,686,050		0	0		0	0
長野県		0	0	○	3	1,944,000		0	0		0	0
岐阜県		0	0	○	1	1,500,000		0	0		0	0
静岡県		0	0	○	5	1,984,500	○	1	1,984,500		0	0
愛知県				○	4	1,000,000	○	1	1,500,000		0	0
三重県		0	0	○	1	1,500,000		0	0		0	0
滋賀県		0	0	○	1	1,500,000		0	0		0	0
京都府				○	1	1,500,000		0	0		0	0
大阪府		0	0	○	3	1,728,000	○	2	1,728,000	○	2	1,728,000
兵庫県		0	0	○	2	1,890,000		0	0		0	0
奈良県		0	0	○	2	1,890,000		0	0	○	1	1,500,000
和歌山県		0	0	○	1	1,944,000		0	0		0	0
鳥取県		0	0		0	0		0	0		0	0
島根県		0	0	○	1	1,890,000		0	0		0	0
岡山県		0	0	○	1	1,944,000		0	0		0	0
広島県		0	0	○	2	1,944,000		未定			未定	
山口県	○	2	1,890,000									
徳島県	○	1	1,944,000									
香川県		0	0	○	1	1,944,000		0	0		0	0
愛媛県	○	1	1,944,000									
高知県		0	0		0	0	○	1	2,101,200		0	0
福岡県	○	3	1,500,000									
佐賀県		0	0		0	0		0	0		0	0
長崎県		未定	未定		未定	未定		未定	未定		未定	未定
熊本県	○	1	1,200,000									
大分県				○	1	1,890,000		0	0		0	0
宮崎県	○	2	2,007,500									
鹿児島県		未定			未定			未定			未定	
沖縄県		0	0		0	0	○	1	2,000,000		0	0
件数	○ 11	0; 29		○ 28	0; 6		○ 9	0; 23		○ 4	0; 28	
	☆未定 : 2			☆未定 : 2			☆未定 : 4			☆未定 : 4		

表 4. 都道府県における補助犬育成促進事業の助成金交付先について

	盲導犬 指定事業者/委託団体名	介助犬 指定事業者/委託団体名	聴導犬 指定事業者/委託団体名
北海道			
青森県			
岩手県	未記入	未記入	未記入
宮城県			
秋田県			
山形県	訓練施設所在地等の要因を元に委託先を選定し、随意契約を締結	訓練施設所在地等の要因を元に委託先を選定し、随意契約を締結	訓練施設所在地等の要因を元に委託先を選定し、随意契約を締結
福島県			
茨城県			
栃木県			
群馬県			
埼玉県			
千葉県			
東京都			
神奈川県			
新潟県			
富山県	富山県視覚障害者協会	未記入	未記入
石川県	未記入	未記入	
福井県	未記入	未記入	未記入
山梨県		未記入	未記入
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県			
三重県			
滋賀県			
京都府			
大阪府			
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	未記入	未記入	未記入
島根県	島根ライトハウス ライトハウスイブライリー	未記入	未記入
岡山県	公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会	公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会	公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会
広島県	広島県障害者社会参加推進センター *再委託：広島ハーネスの会（広島市在住のユーザー） 広島視覚障害者団体連合会（広島市以外在住ユーザー）	広島県障害者社会参加推進センター *再委託：広島ハーネスの会（広島市在住のユーザー） 広島視覚障害者団体連合会（広島市以外在住ユーザー）	広島県障害者社会参加推進センター *再委託：広島ハーネスの会（広島市在住のユーザー） 広島視覚障害者団体連合会（広島市以外在住ユーザー）
山口県			
徳島県	公益財団法人徳島の盲導犬を育てる会	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター
香川県	社会福祉法人日本ライトハウス	未記入	未記入
愛媛県	実績や対象者の希望等を勘案し、その都度決定	実績や対象者の希望等を勘案し、その都度決定	実績や対象者の希望等を勘案し、その都度決定
高知県	高知県身体障害者連合会	高知県身体障害者連合会	高知県身体障害者連合会
福岡県	公益財団法人九州盲導犬協会	特定非営利活動法人九州補助犬協会	特定非営利活動法人九州補助犬協会
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	大分盲導犬協会	未記入	未記入
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県	申請者の希望により協議の上決定	申請者の希望により協議の上決定	申請者の希望により協議の上決定

◆指定事業者/委託団体名が空欄：希望者が選んだ訓練事業者が交付先となる

表 5. 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について

	調査委託	事業者名	件数	費用	補助金 利用	評価委託	事業者名	件数	費用	補助金 利用
北海道	なし					なし				
青森	なし					なし				
岩手	なし					なし				
宮城	なし					なし				
秋田		北海道盲導犬協会	未記入	未記入	×		北海道盲導犬協会	2	未記入	×
山形	なし					なし				
福島	なし					なし				
茨城	なし					なし				
栃木		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○
群馬	なし					なし				
埼玉	なし					なし				
千葉	なし					なし				
東京		申請者が希望する訓練事業者	18	未記入	○		申請者が希望する訓練事業者	18	未記入	○
神奈川	なし					なし				
新潟	なし					なし				
富山		富山視覚障害者協会	1	600,000	○	なし				
石川	なし					なし				
福井	なし					なし				
山梨	なし					なし				
長野	なし					なし				
岐阜	なし					なし				
静岡		NPO法人 静岡県補助犬支援センター	未記入	2139000*	○		NPO法人 静岡県補助犬支援センター	未記入	2139000*	○
愛知	なし					なし				
三重	なし					なし				
滋賀	なし					なし				
京都	なし					なし				
大阪	なし					なし				
兵庫		助成候補者の決定は、医師(眼科・整形外科・耳鼻咽喉科)、獣医師、補助犬育成団体関係者により構成する審査委員会で行っている。特に候補者の状態を調査する必要がある場合は、委員会の委員を派遣している。								
奈良	なし					なし				
和歌山		希望者が選んだ訓練事業者	1	0	×		希望者が選んだ訓練事業者	1	0	×
鳥取	なし					なし				
島根		島根ライトハウス ライトハウスイブライ	1	0	未記入		島根ライトハウス ライトハウスイブライ	1	8000	○
岡山		岡山県身体障害者福祉連合会	2	未記入	○		岡山県身体障害者福祉連合会	2	未記入	○
広島		広島県障害者社会参加推進センター *再委託:広島ハーネスの会(広島市在住のユーザー) 広島視覚障害者団体連合会(広島市以外在住ユーザー)	3	6,338,000	○		広島県障害者社会参加推進センター *再委託:広島ハーネスの会(広島市在住のユーザー) 広島視覚障害者団体連合会(広島市以外在住ユーザー)	3	6,338,000	○
山口	なし					なし				
徳島		補助犬育成の委託事業者	2	未記入	未記入	なし				
香川	なし					なし				
愛媛	なし					なし				
高知	なし					なし				
福岡	なし					なし				
佐賀	なし					なし				
長崎	なし					なし				
熊本	なし					なし				
大分	なし					なし				
宮崎		訓練事業者	0	未記入	×	未回答				
鹿児島	なし					なし				
沖縄	なし					なし				

* 静岡県は、補助犬インフォメーションデスク事業の契約内で実施

平成 28 年度（2016 年度）調査 <都道府県>

身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 28 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。そういった状況を鑑み、平成 27 年度調査の設問 12（平成 26 年度以前の設問 7）を、本年度の「補助犬育成促進事業等実施実態調査」から設問 10 に改め、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関してより詳しく回答して頂くことに致しました。よろしくお願ひいたします。

ご多忙の折とは存じますが、月 日（ ）までに E-mail または FAX でご返信下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。（返信先 E-mail:chousa.jsdrc@gmail.com FAX 番号：045-275-7771）

基本データ

都道府県 _____
担当課名 _____ 部署 _____
担当者氏名 _____ [どちらかに○:専任・兼任] 専任 _____ 名 兼任 _____ 名
電 話 _____ FAX _____
今後の連絡先 e-mail _____

1、平成 28 年度（2016 年度）の貴都道府県内における第二種社会福祉事業の届出の増減についてうかがいます。

①平成 28 年度に貴都道府県内で、第二種社会福祉事業の届出を新たに行った訓練事業者はありますか？
訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。

(※厚労省ほじょ犬 HP 参照)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hoioken/index.html)

盲導犬： a. ある
訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

介助犬： a. ある
訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

聴導犬： a. ある
訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

②平成 28 年度までに、貴都道府県内で、第二種社会福祉事業の届出取り消し手続きを行った訓練事業者はありますか？ある場合は以下に、届出日と合わせてご記入ください。

盲導犬：訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

介助犬：訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

聴導犬：訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

①育成促進事業

2. 貴都道府県に使用者はいますか？

いる場合は全体の人数とその内、地域支援活動支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の助成対象人数についてもご回答ください。

盲導犬： a. いる (人) →内、助成対象 (人) b. いない c. 不明
介助犬： a. いる (人) →内、助成対象 (人) b. いない c. 不明
聴導犬： a. いる (人) →内、助成対象 (人) b. いない c. 不明

3. 平成 28 年度 (2016 年度) の補助犬の希望者はいましたか？ 希望者がいた場合には件数をご記入願います。

盲導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし
介助犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし
聴導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし

4. 平成 28 年度 (2016 年度) の補助犬育成促進事業の実施件数をご記入願います。

盲導犬： a. 実施件数 件 (助成額 円／1 頭) b. 実施していない
介助犬： a. 実施件数 件 (助成額 円／1 頭) b. 実施していない
聴導犬： a. 実施件数 件 (助成額 円／1 頭) b. 実施していない

5. 平成 29 年度 (2016 年度) の補助犬育成促進事業の実施予定はありますか？

盲導犬： a.ある 件 (助成額 円／1 頭) b.ない c.未定
介助犬： a.ある 件 (助成額 円／1 頭) b.ない c.未定
聴導犬： a.ある 件 (助成額 円／1 頭) b.ない c.未定

補助犬の種類に限らず： a.ある 件 (助成額 円／1 頭)

6. 予算の有無に関わらず、希望者がいた場合、貴都道府県における補助犬育成促進事業の助成金の交付先の指定、または委託先はありますか。

盲導犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
b. 貴都道府県が指定する訓練事業者 (事業者)
c. 貴都道府県が委託する団体 (団体)
介助犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
b. 貴都道府県が指定する訓練事業者 (事業者)
c. 貴都道府県が委託する団体 (団体)
聴導犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
b. 貴都道府県が指定する訓練事業者 (事業者)
c. 貴都道府県が委託する団体 (団体名)

②育成計画の作成

7. 貴都道府県の助成候補者決定につきまして、調査ならびに評価を委託していますか。

1) 調査について委託していますか

- a. はい b. いいえ

以下、a-1 から a-3 まで、調査について委託している場合のみ回答してください

a-1. 調査の委託先をご記入下さい

- イ. 訓練事業者（事業者名）
ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人（法人名）
ハ. その他（団体名）

a-2. 2016年度の調査委託の件数と、その費用についてご回答ください。

また、その事業について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業」補助金の利用有無について当てはまるものに○をつけてください。

件数：（ ）件 費用：（ ）円
補助金利用の有無： 利用した / 利用していない

a-3. 委託した調査についてお答え下さい

委託した調査時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか

- a. 立ち会っている b. 立ち会っていない

委託した調査の報告書提出を求めていますか

- a. 求めている b. 求めていない

2) 評価について委託していますか

- a. はい b. いいえ

以下、a-1 から a-3 まで、評価について委託している場合のみ回答してください。

a-1. 評価について委託先をご記入下さい

- イ. 訓練事業者（事業者名）
ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人（法人名）
ハ. その他（団体名）

a-2. 2016年度の調査委託の件数と、その費用についてご回答ください。

また、その事業について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業」補助金の利用有無について当てはまるものに○をつけてください。

件数：（ ）件 費用：（ ）円
補助金利用の有無： 利用した / 利用していない

a-3. 委託した評価についてお答え下さい

委託した評価時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか

- a. 立ち会っている b. 立ち会っていない

委託した評価の報告書提出を求めていますか

- a. 求めている b. 求めていない

③理解促進・普及啓発

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成28年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。

8. 貴都道府県では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成 等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。

また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用の有無についてもご回答ください。

1) 助成施策（例：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など））

①2016年度： 実施している / 実施していない

②2017年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

2) 理解促進（例：市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修会）

①2016年度： 実施している / 実施していない

②2017年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用（円）	補助金利用の有無
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

3) 啓発活動 (例: 補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催 等)

①2016年度: 実施している / 実施していない

②2017年度以降: 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

4) ニーズ並びに供給体制の把握 (例: 補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握 等)

①2016年度: 実施している / 実施していない

②2017年度以降: 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

5) 連携体制 (例: 補助犬使用者、訓練事業者、障害者団体、地方自治体の担当者、社会福祉協議会などから構成された連絡協議会などを立ち上げ、情報交換等を行っている、他県との連携 等) の取り組み

①2016年度: 実施している / 実施していない

②2017年度以降: 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助金利用の有無
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

相談・問い合わせ

9. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

10. 平成28年度（2016年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。

問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容と対処内容をご記入下さい。

※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

1) 盲導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：	対処内容：
---------	-------

2) 介助犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
介助犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：	対処内容：
---------	-------

3) 聴導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：	対処内容：
---------	-------

1 1. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

具体的な内容：

その他・意見等

1 2. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成促進事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

--

- ※ 最後に、お手数をおかけいたしますが、貴都道府県の補助犬育成促進事業の最新の実施要綱及び助成申請から決定までの流れの様式に平成 28 年度(2016 年度)中の変更がございましたら、お送り願います。
- ※ 全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771
(旧・日本介助犬アカデミー)

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました

補助犬育成促進事業実施実態調査

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 28 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。そういった状況を鑑み、平成 27 年度調査の設問 8（平成 26 年度以前の設問 2）を、本年度の「補助犬育成促進事業実施実態調査」から設問 7 に改め、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関してより詳しく回答して頂くことに致しました。よろしくお願いたします。

ご多忙の折とは存じますが、月 日（ ）までに E-mail または FAX でご返信下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。（返信先 E-mail:chousa.jsdrc@gmail.com FAX 番号：045-275-7771）

基本データ

政令市・中核市 _____
担当課名 _____ 部署 _____
担当者氏名 _____ [どちらかに○:専任・兼任] 専任 _____ 名 兼任 _____ 名
電 話 _____ FAX _____
今後の連絡先 e-mail _____

1、平成 28 年度（2016 年度）の貴政令市・中核市内における第二種社会福祉事業の届出の増減についてうかがいます。

①平成 28 年度に貴政令市・中核市内で、第二種社会福祉事業の届出を新たにを行った訓練事業者はありますか？訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。

(※厚労省ほじょ犬 HP 参照 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hojoken/index.html)

盲導犬： a. ある
訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

介助犬： a. ある
訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

聴導犬： a. ある
訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

b. ない

②平成 28 年度までに、貴政令市・中核市内で、第二種社会福祉事業の届出取り消し手続きを行った訓練事業者はありますか？ある場合は以下に、届出日と合わせてご記入ください。

盲導犬：訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

介助犬：訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

聴導犬：訓練事業者名（ _____ ） 届出日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

育成促進事業

2、貴政令市・中核市に補助犬使用者はいますか？

- 盲導犬： a. いる (人) b. いない c. 不明
 介助犬： a. いる (人) b. いない c. 不明
 聴導犬： a. いる (人) b. いない c. 不明

3. 平成 28 年度（2016 年度）の補助犬の希望者はいましたか？ 希望者がいた場合には件数をご記入願います。

- 盲導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし
 介助犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし
 聴導犬： a. 希望者数 件 b. 希望者なし

理解促進・普及啓発

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成 28 年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。

4. 貴政令市・中核市では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成 等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。また、その取り組みに関しての具体的な内容や、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用について、都道府県との連携の有無（補助犬育成促進事業による費用の助成を都道府県に申請しているかどうか）についてもご回答ください。

1) 助成施策（例：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）

- ①2016 年度： 実施している / 実施していない
 ②2017 年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助犬育成促進事業 都道府県との連携
2016 年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017 年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

2) 理解促進 (例: 市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修会)

①2016年度: 実施している / 実施していない

②2017年度以降: 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助犬育成促進事業 都道府県との連携
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

3) 啓発活動 (例: 補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催 等)

①2016年度: 実施している / 実施していない

②2017年度以降: 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助犬育成促進事業 都道府県との連携
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

4) ニーズ並びに供給体制の把握 (例: 補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握 等)

①2016年度: 実施している / 実施していない

②2017年度以降: 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助犬育成促進事業 都道府県との連携
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

5) 連携体制 (例: 補助犬使用者、訓練事業者、障害者団体、地方自治体の担当者、社会福祉協議会などから構成された連絡協議会などを立ち上げ、情報交換等を行っている、他県との連携 等) の取り組み

①2016年度： 実施している / 実施していない

②2017年度以降： 実施予定 / 実施予定はない

	具体的な内容	費用 (円)	補助犬育成促進事業 都道府県との連携
2016年度 実施			有 ・ 無
			有 ・ 無
2017年度 実施予定			予定有 ・ 予定無
			予定有 ・ 予定無

※欄が足りない場合は、適宜自由に増やしてください

相談・問い合わせ

4. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

5. 平成28年度（2016年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。

問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されましたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容と対処内容をご記入下さい。

※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

- 1) 盲導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

対処内容：

2) 介助犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
介助犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：	対処内容：
---------	-------

3) 聴導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民	その他
聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：	対処内容：
---------	-------

6. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

具体的な内容：

8. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成促進事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

※ 全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771
(旧・日本介助犬アカデミー)

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

補表：身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況

補助犬別実働頭数（H30.3.1. 現在） 盲導犬：950 頭 介助犬：69 頭 聴導犬：68 頭

※1 毎月初日における実働頭数を掲載

※2 盲導犬実働頭数については、社会福祉法人日本社会福祉施設協議会自立支援部会盲導犬委員会による年次報告書の値である。（H29.3.31. 現在）

都道府県別実働頭数

H29.9.1. 現在（単位：頭）

都道府県名	盲導犬	介助犬	聴導犬	都道府県名	盲導犬	介助犬	聴導犬
1. 北海道	52	3		25 .滋賀県	11	3	2
2. 青森県	6			26. 京都府	13	4	3
3. 岩手県	10	4		27. 大阪府	63	7	12
4. 宮城県	21			28. 兵庫県	42	2	2
5. 秋田県	13	1		29. 奈良県	16		5
6. 山形県	6			30. 和歌山県	4		3
7. 福島県	19			31. 鳥取県	4		
8. 茨城県	18			32. 島根県	13		
9. 栃木県	11	2		33. 岡山県	16	1	
10. 群馬県	8	1	1	34. 広島県	29		
11. 埼玉県	48	3	8	35. 山口県	15		
12. 千葉県	30	1	2	36. 徳島県	3	1	1
13. 東京都	97	9	13	37. 香川県	7		
14. 神奈川県	58	9	5	38. 愛媛県	13	1	2
15. 新潟県	34		3	39. 高知県	9	1	
16. 富山県	7			40. 福岡県	23	1	
17. 石川県	19	1	1	41. 佐賀県	6		
18. 福井県	6			42. 長崎県	4		1
19. 山梨県	20			43. 熊本県	7		
20. 長野県	20	3	1	44. 大分県	14		
21. 岐阜県	7	1		45. 宮城県	11	1	
22. 静岡県	46	4	2	46. 鹿児島県	17		
23. 愛知県	37	3		47. 沖縄県	5	1	1
24. 三重県	12	1		合計	950	69	68

根拠法令： 盲導犬；道路交通法施行令第 8 条 2 介助犬・聴導犬；身体障害者補助犬法第 16 条

身体障害者補助犬 Website より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165273.htm>



日本補助犬情報センター

JAPANESE SERVICE DOG RESOURCE CENTER

発行者 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

Japanese service dog resource center

〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1-203

TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771

e-mail : info@jsdrc.jp HP : <http://www.jsdrc.jp>

(禁無断転載・無断転用)